


道におけるPFI導入のための手引 新旧対照表

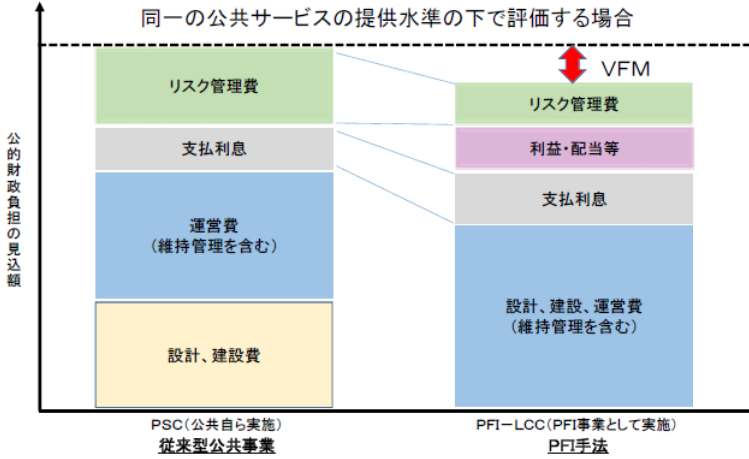
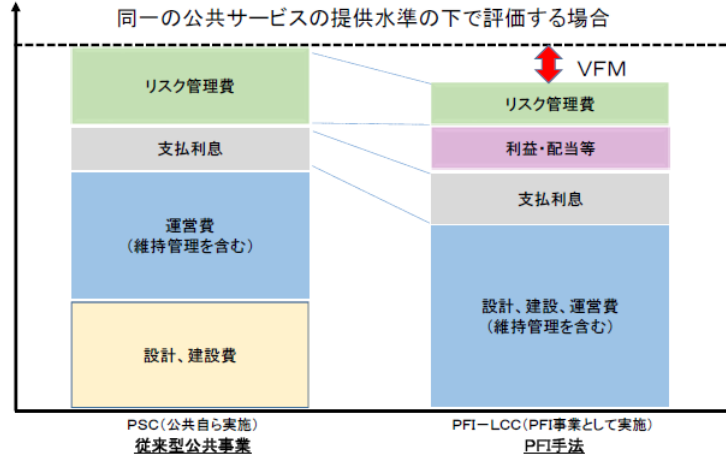
現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考
<p>適切なPFIの活用に向けて</p> <p>— 道におけるPFI導入のための指針 —</p> <p>平成13年3月 （平成26年3月改定）</p> <p>北 海 道</p>	<p> 北海道</p> <p><u>道におけるPFI導入のための手引</u> (案)</p> <p>平成13年3月 （<u>平成31年〇月</u>改定）</p>	<p>・ 標題の変更</p> <p>・ 改定月日の反映</p>

現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考
<p>はじめに</p> <p>PF Iとは、民間の資金や経営能力及び技術力を活用し、公共施設の整備等を行う事業手法の一つであり、その基本的な考え方は、民間活力の導入により、公共部門の財政負担の軽減とともに、低廉で良質な公共サービスの提供を確保していこうとするものです。</p> <p>道では、平成11年のPF I法（「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」）の施行を受け、全庁的な体制のもとで道事業へのPF I導入に取り組むための手引き書として、平成13年3月に「道におけるPF I導入のための指針（PF I導入指針）」を作成しました。</p> <p>国内においては、PF I法施行後、現在までに約400件、事業規模にして4兆円を超えるPF I事業が導入され、これらの事業を通じて約7,800億円のVFMが達成されるなど、PF I事業は国や地方自治体等において着実に進められています。道においても、平成12年度から検討に着手した「噴火湾パノラマパークビジターセンター等整備運営事業」がPF I事業として現在も実施されています。</p> <p>道財政は依然として厳しい状況にあり、効率的かつ効果的な行政運営が求められる一方、公共施設の老朽化対策や防災・減災対策が喫緊の課題となっています。これらの直面する課題に向き合い、多様化・複雑化する住民ニーズに的確に応えるためには、今後の施設整備等に当たり、民間の持つ資金やノウハウを一層効果的に活用していくことが必要です。</p> <p>こうした中、国においては、近年の法改正により、民間提案制度の法定化や公共施設等運営権の導入など、PF Iの新たな手法が設けられるとともに、平成25年には、今後10年間で12兆円規模に及ぶ事業の推進を目標に掲げた「PPP/PF Iの抜本改革に向けたアクションプラン」が決定されるなど、PF I事業の更なる推進に向けた積極的な取組が展開されています。</p> <p>この度のPF I導入指針の改定は、こうした国の動きや国内におけるPF I導入の進展などの状況変化を踏まえ、道におけるPF I導入に向けた取組をより効果的に進めるために所要の見直しを行ったものであり、この指針の活用を通じ、今後、庁内各部門においてPF I導入に関する理解とノウハウが更に高まっていくことが期待されます。</p> <p>平成26年3月</p>	<p>はじめに</p> <p>PF Iとは、民間の資金や経営能力及び技術力を活用し、公共施設の整備等を行う事業手法の一つであり、その基本的な考え方は、民間活力の導入により、公共部門の財政負担の軽減とともに、低廉で良質な公共サービスの提供を確保していこうとするものです。</p> <p><u>平成11年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PF I法」という。）が制定され、国や地方公共団体等においてPF I事業が進められています。平成30年には、国による支援機能の強化を講じるなどPF I法が改正され、また、平成25年から10年間で21兆円のPPP/PF Iの事業規模を目標とする「PPP/PF I推進アクションプラン（平成30年改定版）」が定められるなど、PPP/PF I事業の更なる推進に向けた積極的な取組が展開されており、PF I法施行後、平成29年度末までに累計で666件、事業規模にして約5兆8,000億円規模のPF I事業が導入されてきました。</u></p> <p><u>道では、PF I法の施行を受け、平成13年3月に全庁的な体制の下で道事業へのPF I導入に取り組むため、「適切なPF Iの活用に向けて-道におけるPF I導入のための指針-」を策定し、平成26年3月には公共施設等運営権等を踏まえた改定を行っています。また、平成29年3月に「北海道PPP/PF I手法導入優先的検討規程」（以下「優先的検討規程」という。）を策定し、公共施設等の整備等の方針を検討する場合にPPP/PF I手法導入を優先的に検討するための手続を定めたほか、平成31年3月には「北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）」を改定し、公共施設等の維持管理・更新へのPPP/PF Iの積極的な活用を明確に示したところです。</u></p> <p><u>この度、現指針策定後のこうした取組を踏まえ、PPP/PF I推進における施策体系について見直しを行い、現指針をPF I手法導入のための手引書として位置付けるとともに、PF I法の改正や優先的検討規程などを踏まえ、内容を一部修正した上で、「道におけるPF I導入のための手引」として改定を行います。</u></p>	<p>・ 前回改定からの動きなどを整理</p>

現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備考
目 次	目 次	
<b>第1章 PFI導入の基本的考え方</b>	<b>第1章 PFI導入の基本的考え方</b>	
I PFIの基本概念	I PFIの基本概念	
1. PFIとは 1	1 PFIとは 1	
2. PFIの特徴 1	2 PFIの特徴 2	
(1) 民間の資金とノウハウの活用	(1) 民間の資金とノウハウの活用	
(2) VFMの達成	(2) VFMの達成	
(3) リスク分担	(3) リスク分担	
	(4) <u>PFI方式と従来方式との比較</u>	
3. PFI事業の仕組み（一般的な構成） 3	3 PFI事業の仕組み（一般的な構成） 4	
4. PFIの効果 4	4 PFIの効果 5	
(1) 低廉かつ良質な公共サービスの提供	(1) 低廉かつ良質な公共サービスの提供	
(2) 公共サービスの提供における行政の関わり方の改革	(2) 公共サービスの提供における行政の関わり方の改革	
(3) 民間の事業機会の創出を通じた経済の活性化	(3) 民間の事業機会の創出を通じた経済の活性化	
5. PFI事業の一般的な流れ 4	5 PFI事業の一般的な流れ 5	
6. PFIの事業類型及び事業方式 5	6 PFIの事業類型及び事業方式 6	
(1) 事業類型（事業費の回収方法による分類）	(1) 事業類型（事業費の回収方法による分類）	
(2) 事業方式（施設の所有形態による分類）	(2) 事業方式（施設の所有形態による分類）	
(3) 公共施設等運営権	(3) 公共施設等運営権 <u>(コンセッション方式)</u>	
7. PFI事業の性格 6	7 PFI事業の性格 8	
	(1) <u>5つの原則</u>	
	(2) <u>3つの主義</u>	
II 道におけるPFI導入の考え方 8		
III 庁内の推進体制	II 庁内の推進体制	
1. PFIの推進体制 9	1 PFIの推進体制 9	
2. 各部門の機能及び役割 9	2 各部門の機能及び役割 10	
(1) PFI推進会議	(1) <u>PPP</u> ／PFI推進会議	
(2) PFI支援チーム	(2) PFI支援チーム	
(3) 事業実施部局	(3) 事業実施部局	
(4) PFI総括担当部局	(4) <u>PPP</u> ／PFI総括担当部局	
<b>第2章 PFI導入の手引き</b>	<b>第2章 PFI導入の手引</b>	
I 道におけるPFI導入の手順	I 道におけるPFI導入の手順	
1. 事業の提案【ステップ1】 12	1 <u>事業実施の検討</u> 【ステップ1】 12	
(1) PFI導入対象事業の選別		
(2) PFI導入に関する可能性検討		
(3) PFI導入（実施方針策定）の方針決定		
1-2. PFI法に基づく民間事業者からの提案の取扱い 15	1-2 PFI法に基づく民間事業者からの提案の取扱い 13	

現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備考
2. 実施方針の策定及び公表【ステップ2】 （1）実施方針の策定見通しの公表 （2）実施方針の内容検討 （3）実施方針の策定 （4）実施方針の公表	2 実施方針の策定及び公表【ステップ2】 （1）実施方針の策定見通しの公表 （2）実施方針の内容検討 （3）実施方針の策定 （4）実施方針の公表	14
3. 特定事業の評価・選定、公表【ステップ3】	3 特定事業の評価・選定、公表【ステップ3】	17
4. PFI事業者の募集、評価・選定、公表【ステップ4】 （1）PFI事業者の募集、評価・選定の方法 （2）選定方法の決定・公告 （3）資格審査 （4）入札 （5）事業者選考委員会の開催 （6）落札者の決定 （7）選定事業者の公表	4 PFI事業者の募集、評価・選定、公表【ステップ4】 （1）PFI事業者の募集、評価・選定の方法 （2）選定方法の決定・公告 （3）資格審査 （4）入札 （5）事業者選考委員会の開催 （6）落札者の決定 （7）選定事業者の公表	18
5. 事業契約等の締結等【ステップ5】 （1）仮契約の締結、議会の議決 （2）契約の締結	5 事業契約等の締結等【ステップ5】 （1）仮契約の締結、議会の議決 （2）契約の締結	21
6. 事業の実施、監視等（モニタリング）【ステップ6】	6 事業の実施、監視等（モニタリング）【ステップ6】	22
7. 事業の終了【ステップ7】	7 事業の終了【ステップ7】	22
II 公共施設等運営権	II <u>公共施設等運営権（コンセッション方式）</u>	24
III その他の留意事項	III <u>その他の留意事項</u>	
1. PFI事業と指定管理者制度との関係 （1）指定管理者制度の活用 （2）PFI事業に指定管理者制度を活用する際の手続き （3）公共施設等運営権と指定管理者制度との関係	1 PFI事業と指定管理者制度との関係 （1）指定管理者制度の活用 （2）PFI事業に指定管理者制度を活用する際の手続 （3）公共施設等運営権と指定管理者制度との関係	27
2. 地方財政措置	2 地方財政措置	29
3. PFI事業における債務負担行為の位置付けと起債制限比率	3 PFI事業における債務負担行為の位置付けと起債制限比率	29
4. WTO政府調達協定 （1）WTO政府調達協定とPFI事業契約 （2）政府調達協定の適用対象基準額	4 WTO政府調達協定 （1）WTO政府調達協定とPFI事業契約 （2）政府調達協定の適用対象基準額	29
	<u>関連資料等</u>	30

現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備考
<p>第1章 PFI導入の基本的考え方</p> <p>I PFIの基本概念</p> <p>1. PFIとは</p> <p>PFI（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、民間の資金や経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。</p> <p>我が国では、平成11年7月に、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）が制定され、また、平成12年3月にはPFI事業実施に関する「基本方針」が策定され、PFI事業の枠組みが設けられました。さらに、平成13年以降PFI事業を実施する上での指針としてガイドライン等が順次示されています。</p> <p>* 「公共施設等」～PFI法第2条で次のとおり定義しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設</li> <li>2 庁舎、宿舍等の公用施設</li> <li>3 賃貸住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設</li> <li>4 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く。）、観光施設及び研究施設</li> <li>5 船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星（これらの施設の運行に必要な施設を含む。）</li> <li>6 これらの施設に準ずる施設として政令で定めるもの</li> </ol>	<p>第1章 PFI導入の基本的考え方</p> <p>I PFIの基本概念</p> <p>1. PFIとは</p> <p><u>公共と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図り、「公民連携」、「官民連携」とも呼ばれる手法として、PPP（Public Private Partnership）があります。</u></p> <p>PFI（Private Finance Initiative）は、民間の資金や経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等*の建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法であり、PPPの一つです。</p> <p>我が国では、平成11年7月に、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）が制定され、また、平成12年3月にはPFI事業実施に関する「基本方針」が策定され、PFI事業の枠組みが設けられました。<u>その後、PFI法は、平成23年に公共施設等運営権制度の導入等を目的とした改正をはじめ、数回にわたる改正を経て、現在に至っています。</u></p> <p>* 「公共施設等」～PFI法第2条で次のとおり定義しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設</li> <li>2 庁舎、宿舍等の公用施設</li> <li>3 賃貸住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設</li> <li>4 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く。）、観光施設及び研究施設</li> <li>5 船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星（これらの施設の運行に必要な施設を含む。）</li> <li>6 これらの施設に準ずる施設として政令で定めるもの</li> </ol> <p>《 PPP/PFIの概念図 》</p>	<p>・ PPPの概念を追記</p> <p>・ PFI法改正を追記</p> <p>・ PPP/PFIの概念図を追記</p>

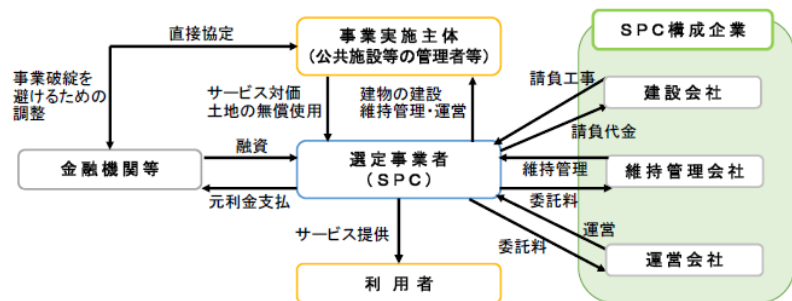
現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考
<p>2. P F Iの特徴</p> <p>(1) 民間の資金とノウハウの活用 P F Iは、公共が対応していた社会資本整備や公共サービスの提供を民間に委ねる事業手法であり、民間の持つ資金や経営能力・技術力（ノウハウ）などを活用するため、公共側の関与は必要最小限にとどめ、民間の創意工夫を積極的に導き出すように努める必要があります。</p> <p>(2) V F Mの達成 V F M (Value For Money) とは、P F I事業における最も重要な概念の一つで、支払い (Money) に対して最も価値の高いサービス (Value) を供給するという考え方のことです。 同一の目的を有する2つの事業を比較する場合、支払に対して価値の高いサービスを供給する方を他に対し「V F Mがある」といい、残りの一方を他に対し「V F Mがない」といいます。 P F I事業では、V F Mが達成されていることが必要となります。 V F Mが達成されているかどうかは、従来型の整備手法により公共が直接事業を行った場合と民間事業者が行った場合を比較して、公共が負担するコストが低下することやサービスの向上が図られることなどを検証する必要があります。 P F Iは事業のライフサイクル全体を視野に入れた事業方式のため、公共が負担するコストの軽減については、当該公共サービス提供期間全体を通じた総事業コスト（ライフサイクルコスト）で判断します。</p> <p style="text-align: center;">V F Mの概念図</p>  <p style="text-align: center;">《 V F Mの概念図 》</p> 	<p>2 P F Iの特徴</p> <p>(1) 民間の資金とノウハウの活用 P F Iは、公共が対応していた社会資本整備や公共サービスの提供を民間に委ねる事業手法であり、民間の持つ資金や経営能力・技術力（ノウハウ）などを活用するため、公共側の関与は必要最小限にとどめ、民間の創意工夫を積極的に導き出すように努める必要があります。</p> <p>(2) V F Mの達成 V F M (Value For Money) とは、P F I事業における最も重要な概念の一つで、支払い (Money) に対して最も価値の高いサービス (Value) を供給するという考え方のことです。 同一の目的を有する2つの事業を比較する場合、支払に対して価値の高いサービスを供給する方を他に対し「V F Mがある」といい、残りの一方を他に対し「V F Mがない」といいます。 P F I事業では、V F Mが達成されていることが必要となります。 V F Mが達成されているかどうかは、従来型の整備手法により公共が直接事業を行った場合と民間事業者が行った場合を比較して、公共が負担するコストが低下することやサービスの向上が図られることなどを検証する必要があります。 P F Iは事業のライフサイクル全体を視野に入れた事業方式のため、公共が負担するコストの軽減については、当該公共サービス提供期間全体を通じた総事業コスト（ライフサイクルコスト）で判断します。</p>	

現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考																		
<p>※LCC：設計・建設費、事業期間中の維持管理費・運営費等事業に関わるすべての費用（Life Cycle Cost）</p> <p>※PSC：公共自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値（Public Sector Comparator）</p> <p>※PFI-LCC：PFI事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値</p> <p>VFMの算定・評価等に関する具体的な手法等については、国の「VFM（Value For Money）に関するガイドライン」を参照してください。</p> <p>(3) リスク分担</p> <p>PFI事業の契約等を締結する時点では、PFI事業の事業期間中における事故、天災、経済状況の変化、需要の変動などを正確に予測することはできず、これらが発生した場合には、事業に要する費用や事業から得られる利益が影響を受ける可能性があります。このような不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性をリスクといたします。</p> <p>PFI事業のリスク分担については、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方に基づいて、事業契約等で取り決めることに留意する必要があります。</p> <p>リスク分担に関する留意事項等については、国の「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」を参照してください。</p>	<p>※LCC：設計・建設費、事業期間中の維持管理費・運営費等事業に関わるすべての費用（Life Cycle Cost）</p> <p>※PSC：公共自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値（Public Sector Comparator）</p> <p>※PFI-LCC：PFI事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値</p> <p>VFMの算定・評価等に関する具体的な手法等については、<u>内閣府「VFM（Value For Money）に関するガイドライン」、国土交通省「VFM簡易算定モデルマニュアル」</u>を参照してください。</p> <p>(3) リスク分担</p> <p>PFI事業の契約等を締結する時点では、PFI事業の事業期間中における事故、天災、経済状況の変化、需要の変動などを正確に予測することはできず、これらが発生した場合には、事業に要する費用や事業から得られる利益が影響を受ける可能性があります。このような不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性をリスクといたします。</p> <p>PFI事業のリスク分担については、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方に基づいて、事業契約等で取り決めることに留意する必要があります。</p> <p>リスク分担に関する留意事項等については、<u>内閣府「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」</u>を参照してください。</p> <p><u>(4) PFI方式と従来方式との比較</u></p> <p><u>PFI方式は、従来方式と比較すると以下のような相違点が挙げられます。</u></p> <p><u>《 PFI方式と従来方式の比較 》</u></p> <table border="1" data-bbox="996 1061 1897 1417"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>PFI方式</th> <th>従来方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施方法</td> <td>設計・建設・維持管理・運営を選定事業者が一括して実施</td> <td>設計・建設・維持管理・運営について、個別に公共が実施</td> </tr> <tr> <td>契約期間</td> <td>長期、複数年に及ぶ</td> <td>基本的には単年度</td> </tr> <tr> <td>規 定</td> <td>性能発注 (公共は、事業の性能(質や水準)のみ指定し、民間は提示された性能を満たす事業を実施)</td> <td>仕様発注 (構造・材料などに関する詳細な仕様書を公共が作成し、民間に発注)</td> </tr> <tr> <td>リスク分担</td> <td>契約書等に基づき、公共と選定事業者の双方でリスクを事前に分担</td> <td>公共がリスク負担、又はリスクが顕在化した時点でその都度協議</td> </tr> <tr> <td>資金調達</td> <td>民間部門(市場から資金調達)</td> <td>公共部門(一般財源、起債等)</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	PFI方式	従来方式	実施方法	設計・建設・維持管理・運営を選定事業者が一括して実施	設計・建設・維持管理・運営について、個別に公共が実施	契約期間	長期、複数年に及ぶ	基本的には単年度	規 定	性能発注 (公共は、事業の性能(質や水準)のみ指定し、民間は提示された性能を満たす事業を実施)	仕様発注 (構造・材料などに関する詳細な仕様書を公共が作成し、民間に発注)	リスク分担	契約書等に基づき、公共と選定事業者の双方でリスクを事前に分担	公共がリスク負担、又はリスクが顕在化した時点でその都度協議	資金調達	民間部門(市場から資金調達)	公共部門(一般財源、起債等)	<p>・マニュアル等の国の作成省庁を明記（以下同様）</p> <p>・PFI方式と従来方式との比較を追記</p>
項 目	PFI方式	従来方式																		
実施方法	設計・建設・維持管理・運営を選定事業者が一括して実施	設計・建設・維持管理・運営について、個別に公共が実施																		
契約期間	長期、複数年に及ぶ	基本的には単年度																		
規 定	性能発注 (公共は、事業の性能(質や水準)のみ指定し、民間は提示された性能を満たす事業を実施)	仕様発注 (構造・材料などに関する詳細な仕様書を公共が作成し、民間に発注)																		
リスク分担	契約書等に基づき、公共と選定事業者の双方でリスクを事前に分担	公共がリスク負担、又はリスクが顕在化した時点でその都度協議																		
資金調達	民間部門(市場から資金調達)	公共部門(一般財源、起債等)																		

3. PFI事業の仕組み（一般的な構成）

PFIでは事業の性質によって様々な事業スキームが考えられますが、ここでは一般的な例を示します。

一般的なPFI事業スキーム

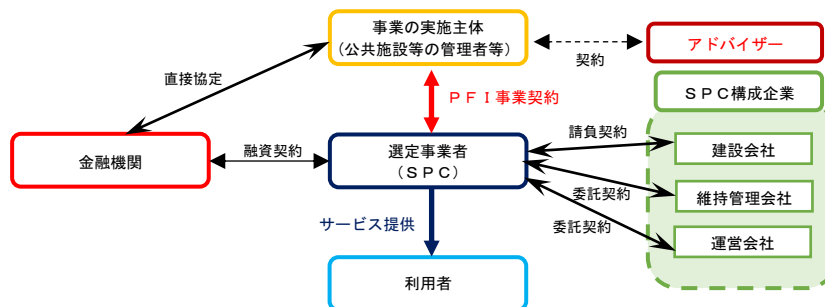


- 北海道（事業実施主体）
  - ・ 提供するサービスの内容や水準を確定し、事業の実施について決定します。
  - ・ 具体的に事業を進めるための実施方針等を策定し、特定事業の選定（道としてPFI事業の実施を決定すること）を行い、PFI事業を適用することを決定します。
  - ・ 入札等により事業者を選定し、事業を実施します。
  - ・ 事業開始後は、PFI事業者が提供するサービス内容等を監視（モニタリング）し、その結果に応じて、サービス対価を支払います。
- 選定事業者（PFI事業者）
  - ・ PFI事業に応募しようとする企業は、複数の異業種企業とコンソーシアム（企業連合）を組み、入札等に参加します。
  - ・ PFI事業に選定されたコンソーシアムは、それぞれが出資してPFI事業を遂行するための「特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）」を設立し、事業実施主体とPFI事業契約を締結します。
  - ・ SPCは必要に応じてコンソーシアムに参加している企業やコンソーシアムに参加していないその他の企業と工事請負契約や維持管理・運営委託契約などの個別契約を結びます。
  - ・ PFI事業を遂行します。
- 金融機関
  - ・ SPCに融資等を行います。
  - ・ SPCの破綻により事業遂行に支障が生じる場合への対応等を定めた直接協定（ダイレクトアグリーメント）を事業実施主体と締結します。

3 PFI事業の仕組み（一般的な構成）

PFIでは事業の性質によって様々な事業スキームが考えられますが、ここでは一般的な例を示します。

《一般的なPFI事業スキーム》



- 北海道（事業実施主体）
  - ・ 提供するサービスの内容や水準を確定し、事業の実施について決定します。
  - ・ 具体的に事業を進めるための実施方針等を策定し、特定事業の選定（道としてPFI事業の実施を決定すること）を行い、PFI事業を適用することを決定します。
  - ・ 入札等により事業者を選定し、事業を実施します。
  - ・ 事業開始後は、PFI事業者が提供するサービス内容等を監視（モニタリング）します。
- 選定事業者（PFI事業者）
  - ・ PFI事業に応募しようとする企業は、複数の異業種企業とコンソーシアム（企業連合）を組み、入札等に参加します。
  - ・ PFI事業に選定されたコンソーシアムは、それぞれが出資してPFI事業を遂行するための「特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）」を設立し、事業実施主体とPFI事業契約を締結します。
  - ・ SPCは必要に応じてコンソーシアムに参加している企業やコンソーシアムに参加していないその他の企業と工事請負契約や維持管理・運営委託契約などの個別契約を結びます。
  - ・ PFI事業を遂行します。
- 金融機関
  - ・ SPCに融資等を行います。
  - ・ SPCの破綻により事業遂行に支障が生じる場合への対応等を定めた直接協定（ダイレクトアグリーメント）を事業実施主体と締結します。







○ アドバイザー

- ・ 必要に応じて、事業の実施に必要な手続を円滑に進められるよう、金融、法務、技術等の専門知識を助言します。

・ 他自治体事例等を参考にアドバイザーを追記（以下同様）



現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考
<p>4. PFIの効果 PFI事業の実施は、次の成果をもたらすものと期待されています。</p> <p>(1) 低廉かつ良質な公共サービスの提供 PFI事業では、民間事業者の経営上のノウハウや技術力を活用できます。また、官民の適切なリスク分担により、事業全体のリスク管理が効率的に行われることや、建設、製造、改修（設計を含む。）、維持管理・運営の全部又は一部を一体的に扱うことにより、事業コストの削減、質の高い公共サービスの提供が期待されます。</p> <p>(2) 公共サービスの提供における行政の関わり方の改革 従来、国や地方自治体等が行ってきた事業を民間事業者が行えるようになるため、官民の適切な役割分担に基づく新たな官民パートナーシップが形成されていくことが期待されます。</p> <p>(3) 民間の事業機会の創出を通じた経済の活性化 従来、国や地方公共団体等が行ってきた事業を民間事業者に委ねることから、民間に対して新たな事業機会をもたらします。また、他の収益事業と組み合わせることによっても、新たな事業機会を生み出すこととなります。PFI事業のための資金調達方法として、プロジェクト・ファイナンス等の新たな手法を取り入れることで、金融環境が整備されるとともに、新しいファイナンス・マーケットの創設につながることも予想されます。</p> <p>5. PFI事業の一般的な流れ PFI事業では、公共サービスとしての必要性やPFIを適用するかどうかを検討する「事業の提案」（民間事業者からの提案を含む）から始まり、検討結果に基づく「実施方針」の策定、PFIを適用して実施する事業の選定、「PFI事業者（民間事業者）」の選定、「契約」の締結などの手続きを経て、PFI事業者により、事業が実施されます。事業開始後、道はPFI事業者が提供するサービス内容等を監視（モニタリング）していきます。 (詳細は、第2章を参照。)</p> <div data-bbox="555 922 976 1385" style="text-align: center;"> <p>一般的な事業の流れ</p> <pre> graph TD     A[事業の提案 (民間事業者からの提案を含む)] --&gt; B[実施方針の策定及び公表]     B --&gt; C[特定事業の評価・選定、公表]     C --&gt; D[PFI事業者の募集、評価・選定、公表]     D --&gt; E[事業契約等の締結等]     E --&gt; F[事業の実施、監視等]     F --&gt; G[事業の終了] </pre> </div>	<p>4. PFIの効果 PFIの<u>効果としては</u>、次の<u>3点が考えられます</u>。</p> <p>(1) 低廉かつ良質な公共サービスの提供 PFI事業では、民間事業者の経営上のノウハウや技術力を活用できます。また、官民の適切なリスク分担により、事業全体のリスク管理が効率的に行われることや、建設、製造、改修（設計を含む。）、維持管理・運営の全部又は一部を一体的に扱うことにより、事業コストの削減、質の高い公共サービスの提供が期待されます。</p> <p>(2) 公共サービスの提供における行政の関わり方の改革 従来、国や地方自治体等が行ってきた事業を民間事業者が行えるようになるため、官民の適切な役割分担に基づく新たな官民パートナーシップが形成されていくことが期待されます。</p> <p>(3) 民間の事業機会の創出を通じた経済の活性化 従来、国や地方公共団体等が行ってきた事業を民間事業者に委ねることから、民間に対して新たな事業機会をもたらします。また、他の収益事業と組み合わせることによっても、新たな事業機会を生み出すこととなります。PFI事業のための資金調達方法として、プロジェクト・ファイナンス等の新たな手法を取り入れることで、金融環境が整備されるとともに、新しいファイナンス・マーケットの創設につながることも<u>想定</u>されます。</p> <p>5. PFI事業の一般的な流れ PFI事業では、公共サービスとしての必要性やPFIを適用するかどうかを検討する「<u>事業実施の検討</u>」（民間事業者からの提案を含む）から始まり、検討結果に基づく「<u>実施方針の策定</u>」、PFIを適用して実施する「<u>事業の選定</u>」、「PFI事業者（民間事業者）の選定」、「<u>契約の締結</u>」などの手続きを経て、PFI事業者により、事業が実施されます。事業開始後、道はPFI事業者が提供するサービス内容等を監視（モニタリング）していきます。 (詳細は、第2章<u>I</u>を参照。)</p> <div data-bbox="1473 906 1895 1385" style="text-align: center;"> <p>《 一般的な事業の流れ 》</p> <pre> graph TD     A[事業実施の検討 (民間事業者からの提案を含む)   優先的検討規程] --&gt; B[実施方針の策定及び公表]     B --&gt; C[特定事業の評価・選定、公表]     C --&gt; D[PFI事業者の募集、評価・選定、公表]     D --&gt; E[事業契約等の締結等]     E --&gt; F[事業の実施、監視等]     F --&gt; G[事業の終了] </pre> </div>	<p>・ 文言整理</p> <p>・ 文言整理</p> <p>・ PPP/PFI手法導入優先的検討規程による検討を反映</p>

現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考
<p>6. P F I の事業類型及び事業方式</p> <p>(1) 事業類型（事業費の回収方法による分類） 事業者の事業費の回収方法により、P F I の事業類型は、一般的に、サービス購入型、独立採算型、混合型の3つに分類されます。</p> <p>ア. サービス購入型（延べ払い型） P F I 事業者（民間事業者）が、自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行い、公共部門は、そのサービスの提供に対して対価を支払う事業類型です。 公共部門からあらかじめ定められたサービス購入料が支払われるため、安定的に事業を行うことができます。</p>  <p>イ. 独立採算型 P F I 事業者（民間事業者）が、自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行い、施設利用者からの料金収入のみで資金を回収する事業類型です。</p>  <p>ウ. 混合型 公共部門から支払われるサービス購入料と利用者による利用料金により事業コストを回収する事業類型です。</p> 	<p>6 P F I の事業類型及び事業方式</p> <p>(1) 事業類型（事業費の回収方法による分類） 事業者の事業費の回収方法により、P F I の事業類型は、一般的に、サービス購入型、独立採算型、混合型の3つに分類されます。</p> <p>ア サービス購入型（延べ払い型） P F I 事業者（民間事業者）が、自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行い、公共部門は、そのサービスの提供に対して対価を支払う事業類型です。 公共部門からあらかじめ定められたサービス購入料が支払われるため、安定的に事業を行うことができます。</p>  <p>イ 独立採算型 P F I 事業者（民間事業者）が、自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行い、施設利用者からの料金収入のみで資金を回収する事業類型です。</p>  <p>ウ 混合型 公共部門から支払われるサービス購入料と利用者による利用料金により事業コストを回収する事業類型です。</p> 	

現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考
<p>(2) 事業方式（施設の所有形態による分類） 事業期間中の施設の所有権や事業内容等によって、P F I の所有形態別の類型は、B T O方式、B O T方式、B O O方式、R O方式等に分類されます。 P F I の事業方式は、P F I 導入可能性調査の中で検討され、法令や制度上の制約や事業の特性などから総合的に判断することとなります。</p> <p>ア. B T O方式（Build-Transfer-Operate） P F I 事業者（民間事業者）が施設等を建設（Build）し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転（Transfer）し、P F I 事業者が維持・管理及び運営（Operate）を行う事業方式です。</p> <p>イ. B O T方式（Build-Operate-Transfer） P F I 事業者（民間事業者）が施設等を建設（Build）し、維持・管理及び運営（Operate）し、事業終了後に公共施設等の管理者等に施設所有権を移転（Transfer）する事業方式です。</p> <p>ウ. B O O方式（Build-Own-Operate） P F I 事業者（民間事業者）が施設等を建設（Build）し、維持・管理及び運営（Operate）を行い、所有権も維持（Own）する方式で、事業終了時点でP F I 事業者が施設を解体・撤去するか、当該施設を継続して運営することとなります。</p> <p>エ. R O方式（Rehabilitate-Operate） 施設を改修（Rehabilitate）し、管理・運営（Operate）する事業方式で、所有権の移転はなく、公共が所有者となります。</p>	<p>(2) 事業方式（施設の所有形態による分類） 事業期間中の施設の所有権や事業内容等によって、P F I の所有形態別の類型は、B T O方式、B O T方式、B O O方式、R O方式等に分類されます。 P F I による場合の事業方式は、<u>優先的検討規程に基づいて</u>検討され、法令や制度上の制約や事業の特性などから総合的に判断することとなります。</p> <p>ア B T O方式（Build-Transfer-Operate） P F I 事業者（民間事業者）が施設等を建設（Build）し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転（Transfer）し、P F I 事業者が維持・管理及び運営（Operate）を行う事業方式です。</p> <p>イ B O T方式（Build-Operate-Transfer） P F I 事業者（民間事業者）が施設等を建設（Build）し、維持・管理及び運営（Operate）し、事業終了後に公共施設等の管理者等に施設所有権を移転（Transfer）する事業方式です。</p> <p>ウ B O O方式（Build-Own-Operate） P F I 事業者（民間事業者）が施設等を建設（Build）し、維持・管理及び運営（Operate）を行い、所有権も維持（Own）する方式で、事業終了時点でP F I 事業者が施設を解体・撤去するか、当該施設を継続して運営することとなります。</p> <p>エ R O方式（Rehabilitate-Operate） 施設を改修（Rehabilitate）し、管理・運営（Operate）する事業方式で、所有権の移転はなく、公共が所有者となります。</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>[参考] P F I 以外のP P Pの主な事業方式</b></p> <p><u>ア D B O方式（Design-Build-Operate）</u> 民間事業者に施設等を設計（Design）・建設（Build）の一括発注と、維持・管理及び運営（Operate）の一括発注を包括して発注する事業方式で、資金調達や工事発注、所有は公共が担うスキームです。</p> <p><u>イ 指定管理者制度</u> 地方公共団体が公の施設の維持管理・運営等を管理者として指定した民間業者に包括的に実施させる手法です。</p> <p><u>ウ 包括的民間委託</u> 公共施設等の維持管理・運営段階における複数業務・複数年度の性能発注による業務委託です。</p> </div>	<p>・ P P P / P F I 手法導入優先的検討規程による検討を反映</p> <p>・ P P P の概念の追記により P F I 以外の P P P の主な事業方式も追記</p>

現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備考																
<p>(3) 公共施設等運営権 平成23年のPFI法改正により、PFI事業の一つとして公共施設等運営権（コンセッション方式）が導入されました。 コンセッション方式とは、利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式です。（詳細は第2章IIを参照）</p> <p>7. PFI事業の性格 PFIの基本理念*や期待される成果を実現するため、PFI事業には、次のような性格（5つの原則と3つの主義）を持つことが求められます。（国のPFI基本方針の前文を参照）</p> <p>① 公共性のある事業であること。（公共性原則） ② 民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用すること。（民間経営資源活用原則） ③ 民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施すること（効率性原則） ④ 特定事業の選定、民間事業者の選定において公平性が担保されること。（公平性原則） ⑤ 特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されること。（透明性原則）</p> <p>⑥ 各段階での評価決定について客観性があること。（客観主義） ⑦ 公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすること。（契約主義） ⑧ 事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されること。（独立主義）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>* PFIの基本理念（PFI法第3条）</p> <p>1 公共施設等の整備等に関する事業は、国及び地方公共団体と民間事業者との適切な役割分担並びに財政資金の効率的使用の観点から踏まえつつ、行政の効率化又は国及び地方公共団体の財産の有効利用にも配慮し、当該事業により生ずる収益等をもってこれに要する費用を支弁することが可能である等の理由により民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者に委ねるものとする。</p> <p>2 特定事業は、国及び地方公共団体と民間事業者との責任分担の明確化を図りつつ、収益性を確保するとともに、国及び地方公共団体の民間事業者に対する関与を必要最小限のものとするにより民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されることを旨として行われなければならない。</p> </div>	<p>(3) <b>公共施設等運営権（コンセッション方式）</b> 平成23年のPFI法改正により、PFI事業の一つとして公共施設等運営権（コンセッション方式）が導入されました。 <b>公共施設等運営権（コンセッション方式）</b>とは、利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式<b>であり、既存の施設・新設の施設ともに設定が可能</b>です。（詳細は第2章IIを参照）</p> <p>7 PFI事業の性格 PFIの基本理念*や期待される成果を実現するため、PFI事業には、次のような性格（5つの原則と3つの主義）を持つことが求められます。（国のPFI基本方針前文を参照）</p> <p><b>(1) 5つの原則</b></p> <table border="1" data-bbox="1037 566 1899 801"> <tr> <td>① 公共性原則</td> <td>公共性のある事業であること。</td> </tr> <tr> <td>② 民間経営資源活用原則</td> <td>民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用すること。</td> </tr> <tr> <td>③ 効率性原則</td> <td>民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施すること。</td> </tr> <tr> <td>④ 公平性原則</td> <td>特定事業の選定、民間事業者の選定において公平性が担保されること。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 透明性原則</td> <td>特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されること。</td> </tr> </table> <p><b>(2) 3つの主義</b></p> <table border="1" data-bbox="1037 847 1899 1002"> <tr> <td>① 客観主義</td> <td>各段階での評価決定について客観性があること。</td> </tr> <tr> <td>② 契約主義</td> <td>公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすること。</td> </tr> <tr> <td>③ 独立主義</td> <td>事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されること。</td> </tr> </table> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>* PFIの基本理念（PFI法第3条）</p> <p>1 公共施設等の整備等に関する事業は、国及び地方公共団体と民間事業者との適切な役割分担並びに財政資金の効率的使用の観点から踏まえつつ、行政の効率化又は国及び地方公共団体の財産の有効利用にも配慮し、当該事業により生ずる収益等をもってこれに要する費用を支弁することが可能である等の理由により民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者に委ねるものとする。</p> <p>2 特定事業は、国及び地方公共団体と民間事業者との責任分担の明確化を図りつつ、収益性を確保するとともに、国及び地方公共団体の民間事業者に対する関与を必要最小限のものとするにより民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されることを旨として行われなければならない。</p> </div>	① 公共性原則	公共性のある事業であること。	② 民間経営資源活用原則	民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用すること。	③ 効率性原則	民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施すること。	④ 公平性原則	特定事業の選定、民間事業者の選定において公平性が担保されること。	⑤ 透明性原則	特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されること。	① 客観主義	各段階での評価決定について客観性があること。	② 契約主義	公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすること。	③ 独立主義	事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されること。	<p>・「公共施設等運営権」と「コンセッション」を併記</p> <p>・ 文言整理</p> <p>・ 原則と主義をわかりやすく整理</p>
① 公共性原則	公共性のある事業であること。																	
② 民間経営資源活用原則	民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用すること。																	
③ 効率性原則	民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施すること。																	
④ 公平性原則	特定事業の選定、民間事業者の選定において公平性が担保されること。																	
⑤ 透明性原則	特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されること。																	
① 客観主義	各段階での評価決定について客観性があること。																	
② 契約主義	公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすること。																	
③ 独立主義	事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されること。																	

現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考
<p>II 道におけるPFI導入の考え方</p> <p>道事業の実施に当たっては、行財政改革推進の観点から、本来行政の責任において行うべき事務・事業であっても、民間活力を導入することなどにより、サービスの向上やコストの縮減などが図られ、より効果的・効率的な業務執行が期待できるものについては、直営による実施にこだわることなく、さまざまな手法の中から最適な方法を選択し、その導入を図っていく必要があります。</p> <p>PFIは、それらの実施手法の中の一つとして位置付けられるものであり、道においては、PFIも含め様々な形で民間活力の積極的な導入を図ることにより、従来の整備手法や進め方を見直し、公共施設等の整備等について、効率的かつ効果的な社会資本の整備や公共サービスの提供を図っていきます。</p> <p>また、PFI導入に当たっては、先に述べたPFIの基本理念に基づく「5つの原則」と「3つの主義」に則って進めなければなりません。PFIを積極的に進めようとするあまり、導入すること自体が目的化し、PFI手法を無理に適用したり、他の事業に優先して実施していくことは、誤った手法の導入や必要のない事業の実施になりかねず、十分な留意が必要です。</p> <p>これらのことを踏まえて、道においては、今後、道が実施する全ての事業について、事業の必要性・緊急性や民間との役割分担のあり方等について十分に検討したうえで、適切な実施手法を探るため、PFIの適用が見込まれる事業については、VFMの達成などPFI導入の可能性について積極的に検討し、道事業へのPFIの適切な導入を図っていくこととします。</p>	<p>(削除)</p>	<p>・ PPP／PFI推進のための施策体系を見直し、手引書として位置付けるため。</p>

現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考
<p>III 庁内の推進体制</p> <p>1. PFIの推進体制</p> <p>PFIは、事業を効率的、効果的に実施するための一つの手法であることから、基本的に事業を所管する実施部局の発案によって検討が開始され、PFI導入の方針の決定やその後の諸手続も当該部局が担当します。</p> <p>一方で、PFIは、検討や手続の過程において、建築などの技術面や、財産管理、契約、財政などの制度面での専門的知識を要する課題が多くあります。</p> <p>このため、道におけるPFI事業の導入に当たっては、次のような推進体制により事業実施部局による取組を全庁的にサポートしていきます。</p> <div data-bbox="112 510 963 1165"> <p style="text-align: center;"><b>PFIの推進体制図</b></p> <p style="text-align: center;">社会資本整備推進会議</p> <p style="text-align: center;">PF：推進会議【常設】 (事務局：PFI総括担当部局)</p> <p>(構成員) ・各部の代表課長等</p> <p>(所掌事項) ・道のPFI推進に関する連絡調整</p> <p style="text-align: center;">PFI総括担当部局</p> <p>・PFI事業に関する総合窓口（情報提供、啓発、民間提案の受付等） ・国や関係団体等との調整・要望</p> <p style="text-align: center;">PFI支援チーム (事務局：PFI総括担当部局)</p> <p>(設置の要件) ・個別事業毎に、事業実施部局とPFI総括担当部局が協議の上、設置の可否を判断</p> <p>(構成員) ・PFI総括担当部局 ・建築担当部局 ・財政担当部局 ・契約担当部局 ・ファシリティマネージメント担当部局 ・事業実施部局</p> <p>(所掌事項) ・個別のPFI事業の推進に関し事業実施部局をサポート</p> <p style="text-align: center;">事業実施部局</p> <p>・個別のPFI事業導入の検討・実施に関する事務全般</p> </div>	<p>II 庁内の推進体制</p> <p>1 PFIの推進体制</p> <p>PFIは、事業を効率的、効果的に実施するための一つの手法であることから、基本的に事業を所管する実施部局の発案によって検討が開始され、PFI導入の方針の決定やその後の諸手続も当該部局が担当します。</p> <p>一方で、PFIは、検討や手続の過程において、建築などの技術面や、財産管理、契約、財政などの制度面での専門的知識を要する課題が多くあります。</p> <p>このため、道におけるPFI事業の導入に当たっては、次のような推進体制により事業実施部局による取組を全庁的にサポートしていきます。</p> <div data-bbox="1008 510 1881 1292"> <p style="text-align: center;">《 PFIの推進体制図 》</p> <p style="text-align: center;">社会資本整備推進会議</p> <p style="text-align: center;">PPP/PFI推進会議【常設】 (事務局：PPP/PFI総括担当部局)</p> <p>(構成員) ・各部等の代表課長等</p> <p>(所掌事項) ・道のPPP/PFI推進に関する連絡調整</p> <p style="text-align: center;">PPP/PFI総括担当部局</p> <p>・PFI事業に関する総合窓口（情報提供、啓発、民間提案の受付等） ・国や関係団体等との調整・要望</p> <p style="text-align: center;">PPP/PFI支援チーム (事務局：PPP/PFI総括担当部局)</p> <p>(設置の要件) ・個別事業ごとに、事業実施部局とPPP/PFI総括担当部局が協議の上、設置の可否を判断</p> <p>(構成員) ・PPP/PFI総括担当部局 ・建築担当部局 ・財政担当部局 ・契約担当部局 ・ファシリティマネージメント担当部局 ・事業実施部局 など</p> <p>(所掌事項) ・個別のPFI事業の推進に関し事業実施部局をサポート</p> <p style="text-align: center;">事業実施部局</p> <p>・個別のPFI事業導入の検討・実施に関する事務全般</p> </div>	<p>会議等の名称変更 (以下同様)</p>

現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考
<p>2. 各部門の機能及び役割</p> <p>(1) P F I 推進会議 「社会資本整備推進会議」のもとに設置されている「P F I 推進会議」（事務局：P F I 総括担当部局）は、道におけるP F I 事業の推進に関する全庁的な連絡調整を担います。</p> <p>(2) P F I 支援チーム P F I 事業の実施にあたっては、施設の技術的な内容や債務負担行為の設定、契約締結、財産管理など庁内横断的な専門知識や技術が必要となることから、これらを所管する部局職員で構成する「P F I 支援チーム」を、必要に応じて個別の事業ごとに設置します。 設置にあたっては、事業実施部局がその必要性を検討し、P F I 総括担当部局と協議の上、設置の可否について判断することとします。</p> <p>(3) 事業実施部局 事業実施部局においては、限られた予算の中で、いかにしてより良質なサービスをより効率的に実施するかというV F Mの考え方にに基づき、最適な事業手法を検討し、円滑にP F I 事業を進めていくことが必要です。 このため、必要に応じ、P F I 支援チームや外部アドバイザーの活用を図りながら、事業全体を適切に推進することとします。</p> <p>(4) P F I 総括担当部局 道のP F I 事業に関する総合的な窓口として、P F I 推進会議の運営をはじめ、国や関係機関との調整等を行います。 また、P F I 法に基づく民間提案制度の窓口として、提案の受付や庁内における調整を担います。</p>	<p>2 各部門の機能及び役割</p> <p>(1) <u>PPP</u> / P F I 推進会議 「社会資本整備推進会議」の<u>下</u>に設置されている「<u>PPP</u> / P F I 推進会議」（事務局：<u>PPP</u> / P F I 総括担当部局）は、道におけるP F I 事業の推進に関する全庁的な連絡調整を担います。</p> <p>(2) P F I 支援チーム P F I 事業の実施に<u>当たっては</u>、施設の技術的な内容や債務負担行為の設定、契約締結、財産管理など庁内横断的な専門知識や技術が必要となることから、これらを所管する部局職員で構成する「P F I 支援チーム」を、必要に応じて個別の事業ごとに設置します。 設置にあたっては、事業実施部局がその必要性を検討し、<u>PPP</u> / P F I 総括担当部局と協議の上、設置の可否について判断することとします。</p> <p>(3) 事業実施部局 事業実施部局においては、限られた予算の中で、いかにしてより良質なサービスをより効率的に実施するかというV F Mの考え方にに基づき、最適な事業手法を検討し、円滑にP F I 事業を進めていくことが必要です。 このため、必要に応じ、P F I 支援チームや外部アドバイザーの活用を図りながら、事業全体を適切に推進することとします。</p> <p>(4) <u>PPP</u> / P F I 総括担当部局 道のP F I 事業に関する総合的な窓口として、<u>PPP</u> / P F I 推進会議の運営をはじめ、国や関係機関との調整等を行います。 また、P F I 法に基づく民間提案制度の窓口として、提案の受付や庁内における調整を担います。</p>	<p>・ 会議等の名称変更 （以下同様）</p> <p>・ 文言整理</p>

現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考
<p>第2章 PFI導入の手引き</p> <p>I 道におけるPFI導入の手順</p> <p>道事業へのPFI手法の導入については、国の「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」に沿って、次のプロセスを基本に取り進めます。          なお、実際の運用に当たっては、PFI法や国の基本方針、関係法令に反しない範囲で、個々の事業の性質に応じ、事業実施部局において、改良を加えることも可能です。</p> <pre> graph TD     S1[1. 事業の提案【ステップ1】] --&gt; S2[2. 実施方針の策定及び公表【ステップ2】]     S2 --&gt; S3[3. 特定事業の評価・選定、公表【ステップ3】]     S3 --&gt; S4[4. PFI事業者の募集、評価・選定、公表【ステップ4】]         </pre> <p>1. 事業の提案【ステップ1】</p> <p>(1) PFI導入対象事業の選別          (2) PFI導入に関する可能性検討          (3) PFI導入（実施方針策定）の方針決定</p> <p>1-2. PFI法に基づく民間事業者からの提案の取扱い</p> <p>2. 実施方針の策定及び公表【ステップ2】</p> <p>(1) 実施方針の策定見通しの公表          (2) 実施方針の内容検討          (3) 実施方針の策定          (4) 実施方針の公表</p> <p>3. 特定事業の評価・選定、公表【ステップ3】</p> <p>4. PFI事業者の募集、評価・選定、公表【ステップ4】</p> <p>(1) PFI事業者の募集、評価・選定の方法          (2) 選定方法の決定・公告          (3) 資格審査          (4) 入札          (5) 事業者選考委員会の開催          (6) 落札者の決定          (7) 選定事業者の公表</p>	<p>第2章 PFI導入の手引</p> <p>I 道におけるPFI導入の手順</p> <p>道事業へのPFI手法の導入については、<u>「北海道PPP/PFI手法導入優先的検討規程」</u>や<u>内閣府の「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」</u>に沿って、次のプロセスを基本に取り進めます。          なお、実際の運用に当たっては、PFI法や国の基本方針、関係法令に反しない範囲で、個々の事業の性質に応じ、事業実施部局において、<u>必要な手続を追加するなどの</u>改良を加えることも可能です。</p> <pre> graph TD     S1[1. 事業実施の検討【ステップ1】] --&gt; S2[2. 実施方針の策定及び公表【ステップ2】]     S2 --&gt; S3[3. 特定事業の評価・選定、公表【ステップ3】]     S3 --&gt; S4[4. PFI事業者の募集、評価・選定、公表【ステップ4】]         </pre> <p>1. <u>事業実施の検討</u>【ステップ1】</p> <p>(1) <u>適切なPPP/PFI手法の選択</u>          (2) <u>簡易な検討</u>          (3) <u>詳細な検討</u>          (4) <u>PFI導入の決定</u></p> <p>1-2. PFI法に基づく民間事業者からの提案の取扱い <u>(PFI法第6条)</u></p> <p>2. <u>実施方針の策定及び公表</u>【ステップ2】 <u>(PFI法第5条)</u></p> <p>(1) 実施方針の策定見通しの公表          (2) 実施方針の内容検討          (3) 実施方針の策定          (4) 実施方針の公表</p> <p>3. <u>特定事業の評価・選定、公表</u>【ステップ3】 <u>(PFI法第7条)</u></p> <p>4. <u>PFI事業者の募集、評価・選定、公表</u>【ステップ4】 <u>(PFI法第8条)</u></p> <p>(1) PFI事業者の募集、評価・選定の方法          (2) 選定方法の決定・公告          (3) 資格審査          (4) 入札          (5) 事業者選考委員会の開催          (6) 落札者の決定          (7) 選定事業者の公表</p>	<p>・ PPP/PFI手法導入優先的検討規程による検討を反映</p> <p>・ 文言整理</p> <p>・ PPP/PFI手法導入優先的検討規程による検討を反映</p> <p>・ PFI法根拠を追記（以下同様）</p>



現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考
<div data-bbox="136 177 819 480"> <p>5. 事業契約等の締結等【ステップ5】</p> <p>↓</p> <p>(1) 仮契約の締結、議会の議決 (2) 契約の締結</p> <p>6. 事業の実施、監視等（モニタリング）【ステップ6】</p> <p>↓</p> <p>7. 事業の終了【ステップ7】</p> </div> <p data-bbox="85 555 389 579">1. 事業の提案【ステップ1】</p>	<div data-bbox="1055 177 1776 480"> <p>5 事業契約等の締結等【ステップ5】</p> <p>↓</p> <p>(1) 仮契約の締結、議会の議決 (2) 契約の締結</p> <p>6 事業の実施、監視等（モニタリング）【ステップ6】</p> <p>↓</p> <p>7 事業の終了【ステップ7】</p> </div> <p data-bbox="999 555 1350 579">1 事業実施の検討【ステップ1】</p> <p data-bbox="1014 584 1906 671">事業実施に当たって、事業実施部局は優先的検討規程に基づき、PPP/PFI手法などについて検討します。 プロセスの詳細は、優先的検討規程を参照してください。</p> <p data-bbox="1167 735 1700 759">《 北海道PPP/PFI手法導入優先的検討規程 》</p> <div data-bbox="1055 788 1832 1406"> <pre> graph TD     A[①PPP/PFI手法導入の検討の開始] --&gt; B[②対象事業]     B -- 対象 --&gt; C[③適切なPPP/PFI手法の選択]     B -- 対象外 --&gt; D[検討対象外]     C -- 左記以外 --&gt; E[④簡易な定量評価]     E -- 有利 --&gt; F[⑤詳細な定量評価]     E -- 不利 --&gt; G[PPP/PFI不採用 評価結果公表]     F -- 有利 --&gt; H[⑥PPP/PFI手法を導入]     F -- 不利 --&gt; I[PPP/PFI不採用 評価結果公表]     </pre> </div>	

現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考
<p>(1) PFI 導入対象事業の選別</p> <p>事業実施部局（庁内各部）では、まず、公共サービスとしての必要性や緊急性等を勘案し当該事業を実施するかどうかの検討を行い、実施する方針を持ったものについて、効率的、効果的な事業執行という観点から、その事業に適した実施手法を探ります。</p> <p>事業の実施手法としては、道の直営等による従来方式のほか、さまざまな民活手法等が想定されますが、PFIが適しているかどうかについては、次の「対象事業の考え方」を参考にして検討します。その際、事業実施部局は民間にどのような能力を期待するのか基本的な考え方を固めておく必要があります。</p> <p>また、検討にあたっては、必要に応じて、事業規模や事業内容などについて、関係部局との協議や協力依頼を行わなければなりません。</p> <p>（事業実施部局では、今後5ヶ年で計画している施設整備事業等を対象に、PFI導入の適性について検討を行い、毎年度、「PFI推進会議」に報告することとします。）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【対象事業の考え方】</b></p> <p>PFIの対象事業については、PFI法では「国及び地方公共団体と民間事業者との適切な役割分担並びに財政資金の効率的使用の観点から踏まえつつ、…民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者に委ねる」という基本理念のもとに、対象となる「公共施設等」を幅広く定義しています。（法第2条、第3条を参照。）</p> <p>また、PFIの効果等を実現するためには、「5つの原則」と「3つの主義」を基本として事業を実施する必要があり、地域を限定した事業者の選定や指名競争入札はできないことに留意する必要があります。</p> <p>道においては、これらのことを踏まえながら、PFIの先進事例や現状の諸環境などを考慮し、以下のポイントに注目しPFI手法の適用について判断します。</p> </div>	<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>【サウンディング型市場調査】</b></p> <p><u>サウンディング型市場調査は、事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法です。</u></p> <p><u>対象事業の検討の段階で広く対外的に情報提供することにより、当該事業への民間事業者の参入意欲の向上が期待されます。</u></p> <p><u>詳細については、内閣府・総務省・国土交通省「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」、国土交通省「地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引」を参照してください。</u></p> </div> <p>(削除)</p>	<p>・他自治体事例等を参考に、サウンディングの活用例が多いため項目を追加</p> <p>・PPP/PFI手法導入優先的検討規程による検討を反映</p>

現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考
<p data-bbox="181 164 958 587"> 1 民間事業者による事業実施（サービス提供）についての規制がないもの  2 PFI適用により資金調達（補助金、起債等）の条件が極端に不利にならないことや、不利となってもそれを上回る効果等があるもの  3 設計・建設だけでなく、運営・維持管理も含み、人件費や補修費などの削減も期待できるもの  4 民間事業者が自らのノウハウやスキルを活用できる範囲が広く、また、事業実施に当たって適切にリスクをコントロールできるもの  5 採算性やリスク管理、資金調達などの面から民間にとって適正な規模であるもの  6 長期にわたって行政サービスに対する安定した需要が見込まれ、需要変動によるリスクが小さく、事業計画も立てやすいもの  7 事業者が破綻しても、何らかの方法により公共サービスの継続が確保できるもの  8 事業の成果の計測が容易で、客観的評価が可能であるもの </p> <p data-bbox="91 646 470 670">(2) PFI導入に関する可能性検討</p> <p data-bbox="125 676 987 794"> 事業実施部局は、自ら発案、計画している事業でPFIの適用が見込まれる事業について、必要に応じ、庁内の専門的、技術的な知識を持った部局からなる「PFI支援チーム」のサポートを得ながら、以下の項目について検討し、PFI適用の可能性を判断します。 </p> <div data-bbox="118 826 972 1396" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p data-bbox="141 852 259 876">【検討項目】</p> <ol data-bbox="181 884 869 1369" style="list-style-type: none"> <li>事業着手までのスケジュール <ul data-bbox="203 916 499 940" style="list-style-type: none"> <li>PFIの検討期間の有無</li> </ul> </li> <li>PFIで民間が事業を実施する上での規制、支援 <ul data-bbox="203 975 837 1031" style="list-style-type: none"> <li>当該事業に関する法律、政令や地方自治法、道財務規則等</li> <li>補助制度、融資制度、税制度</li> </ul> </li> <li>考えられるPFIの事業形態と実施スキーム <ul data-bbox="203 1066 869 1121" style="list-style-type: none"> <li>可能性のある形態（官民の役割分担、所有形態など）</li> <li>事業の実施スキーム（民間事業者の業務内容、実施期間など）</li> </ul> </li> <li>PFI方式による効果の確認 <ul data-bbox="203 1157 869 1244" style="list-style-type: none"> <li>従来方式とPFI方式のコスト比較（簡易なVFM評価など）</li> <li>道財政への効果の有無</li> <li>サービス向上の有無</li> </ul> </li> <li>その他 <ul data-bbox="203 1279 869 1369" style="list-style-type: none"> <li>PFI以外の官民連携手法（PPP）との比較検討</li> <li>道費負担の財源、事務手続き上の課題、関係機関等との調整</li> <li>他の自治体等における実施例 等継続が確保できるもの</li> </ul> </li> </ol> </div>	<p data-bbox="1010 646 1075 670">(削除)</p>	<p data-bbox="1917 646 2157 730"> ・PPP/PFI手法導入優先的検討規程による検討を反映 </p>

現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考
<p>事業実施部局においては、P F I 適用の可能性検討に際し、民間コンサルタントなど専門的な知識を有するアドバイザーによる詳細な調査（以下、導入可能性調査）が必要かどうか併せて検討します。</p> <p>外部委託による導入可能性調査を実施する必要性が認められると判断した場合、調査実施に向け、予算要求など関係部局との必要な調整を経て、予算措置を行い、導入可能性調査を実施します。</p> <p>なお、外部委託の実施にあたっては、財政規律の観点から、事業実施部局の事前検討において、相当程度、P F I 適用の可能性が高いと判断されることが求められます。</p> <p style="text-align: center;"><b>導入可能性調査の一般的な手順</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">1 事業内容の検討</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公共サービスの基準の検討</li> <li>② 支援措置や法制度上の課題等の検討</li> <li>③ P F I のスキーム（事業形態・事業方式）の検討</li> <li>④ 施設・設備の概要作成 等</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">2 V F M の検証</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 従来方式による場合のコスト（P S C）の算定</li> <li>② P F I 事業の採算シミュレーション（事業性の評価）</li> <li>③ 民間事業者への移転リスク（リスク調整）の評価</li> <li>④ 現在価値換算後の道負担額の比較</li> <li>⑤ サービス水準の定性的比較 等</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">3 市場調査の実施</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業概要書の作成</li> <li>② 民間意向の把握（ヒアリング、アンケート等）</li> <li>③ 調査結果に基づく事業スキーム、V F M の再検討 等</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4 総合的評価</div>		

現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考
<p>【アドバイザーの業務】</p> <p>＜PFI導入可能性の検討から選定事業者との契約締結までの期間を委託した場合＞</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">PFI導入可能性調査・検討</div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; padding: 5px; margin-right: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の範囲、事業方式、資金調達等事業スキームの検討</li> <li>・ 施設の概略図（基本設計図）作成</li> <li>・ VFMの検討・評価</li> <li>・ 市場調査の実施</li> </ul> </div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 5px;">}</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; padding: 5px; margin-right: 5px;"> <p>事業者選定、契約手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施方針の作成・支援</li> <li>・ 事業者選考委員会の運営支援</li> <li>・ 特定事業の選定書類の作成・支援</li> <li>・ 募集要項の作成・支援</li> <li>・ 事業者選考・審査基準の作成・支援</li> <li>・ 質疑への回答作成・支援</li> <li>・ 入札関係書類の作成・支援</li> <li>・ 応札者の適格性の評価、入札提案書の整理・評価の支援</li> <li>・ 契約条件の整理、契約書案の作成、契約交渉</li> <li>・ 広報活動の支援</li> </ul> </div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 5px;">}</div> </div> </div> <p>【アドバイザー選定の留意点】</p> <p>アドバイザーには、財務、法務、技術等の分野の知識やノウハウを総合的に提供できる業者を選定しなければなりません。事業の性格や進捗状況によっては、必要なノウハウを持っている業者（設計コンサル、法律事務所など）を複数、委託することも可能ですが、その場合は複数の業者間の調整や事業全体のマネジメント管理を行う業者を決める必要があります。</p> <p>アドバイザーの選定に当たっては、競争性を確保する必要がありますが、業務の特殊性から、プロポーザル方式の活用が有効です。</p> <p>また、選定されたアドバイザーは、当該事業に応募や参画しようとする民間事業者のアドバイザーになることは利益相反の観点から認められないことや、アドバイザーの関係企業等が当該事業に応募や参画する場合には、秘密保持や公平さに対する信頼性を確保することに留意する必要があります。</p> <p>(3) PFI導入（実施方針策定）の方針決定</p> <p>事業実施部局は、導入可能性の検討結果を基に、PFI導入の可否を判断します。</p> <p>PFI事業実施に係る方針が確定された後、事業実施部局は、法に基づく実施方針の策定や特定事業の選定など、PFI事業の実施に向けた手続きを進めます。</p>	<p style="color: red;">(削除)</p>	<p>・ 「2 実施方針の策定及び公表（4）実施方針の公表」に移動</p> <p>・ 「2 実施方針の策定及び公表（4）実施方針の公表」に移動</p> <p>・ PPP/PFI手法導入優先的検討規程による検討を反映</p>

現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考
<p>1-2. P F I法に基づく民間事業者からの提案の取扱い</p> <p>民間事業者からP F I事業に係る実施方針策定の提案があった場合は、事業所管部局において、当該提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該民間事業者へ通知しなければなりません。（法第6条）</p> <p>道においては、法に基づく民間事業者からの提案については、次のとおり対応することとします。</p> <p><b>【民間提案の受付】</b> 民間事業者の提案に係る受付は、原則、P F I総括担当部局が行い、提案を受け付けた際には、速やかに対象施設等の所管部局へ提案内容を通知します。</p> <p><b>【民間提案に必要な書類】</b> 民間事業者が民間提案制度に基づき提案を行う場合には、以下の書類を提出するものとされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定事業の案</li> <li>・ 特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果</li> <li>・ 特定事業の効果及び効率性に関する評価の過程及び方法</li> </ul> <p><b>【提案内容の検討】</b> 事業所管部局は、以下の点について検討します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該提案に係る公共施設等の整備等の必要性</li> <li>2 提案の実施可能性</li> <li>3 P F I手法を活用することの妥当性</li> <li>4 財政に及ぼす影響</li> <li>5 他の手法による当該公共施設等の整備等の可能性</li> </ol> <p>なお、1の検討により整備等の必要性が無いと判断した場合、その他の検討は不要です。</p> <p>また、検討に際しては、以下の点に留意してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 知的財産の保護</li> <li>2 提案を行った民間事業者との対話の実施</li> <li>3 提案を行った民間事業者への追加資料の提出の要請</li> <li>4 業務の遂行に支障の無い範囲で可能な限り速やかに検討を行うこと</li> </ol> <p>ただし、2及び3については、当該民間事業者の過度の負担とならないように配慮しなければなりません。</p> <p><b>【関係部局との協議】</b> 事業所管部局は、提案内容の検討にあたっては、関係部局と必要な協議等を行わなければなりません。</p>	<p>1-2 P F I法に基づく民間事業者からの提案の取扱い</p> <p>民間事業者からP F I事業に係る実施方針策定の提案があった場合は、事業所管部局において、当該提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該民間事業者へ通知しなければなりません。</p> <p>道においては、法に基づく民間事業者からの提案については、次のとおり対応することとします。</p> <p><b>【民間提案の受付】</b> 民間事業者の提案に係る受付は、原則、<u>P P P</u> / P F I総括担当部局が行い、提案を受け付けた際には、速やかに対象施設等の所管部局へ提案内容を通知します。</p> <p><b>【民間提案に必要な書類】</b> 民間事業者が民間提案制度に基づき提案を行う場合には、以下の書類を提出するものとされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定事業の案</li> <li>・ 特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果</li> <li>・ 特定事業の効果及び効率性に関する評価の過程及び方法</li> </ul> <p><b>【提案内容の検討】</b> 事業所管部局は、以下の点について検討します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該提案に係る公共施設等の整備等の必要性</li> <li>2 提案の実施可能性</li> <li>3 P F I手法を活用することの妥当性</li> <li>4 財政に及ぼす影響</li> <li>5 他の手法による当該公共施設等の整備等の可能性</li> </ol> <p>なお、1の検討により整備等の必要性が無いと判断した場合、その他の検討は不要です。</p> <p>また、検討に際しては、以下の点に留意してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 知的財産の保護</li> <li>2 提案を行った民間事業者との対話の実施</li> <li>3 提案を行った民間事業者への追加資料の提出の要請</li> <li>4 業務の遂行に支障の無い範囲で可能な限り速やかに検討を行うこと</li> </ol> <p>ただし、2及び3については、当該民間事業者の過度の負担とならないように配慮しなければなりません。</p> <p><b>【関係部局との協議】</b> 事業所管部局は、提案内容の検討に<u>当たって</u>は、関係部局と必要な協議等を行わなければなりません。</p>	<p>・ 文言整理</p>

現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考
<p>【検討結果について】 事業所管部局は、民間提案を受けて実施方針を定めることが適当であると認める場合は、その旨を当該民間事業者へ通知した後、速やかに実施方針の策定を行います。なお、民間提案を受けて実施方針を策定する際、知的財産として保護に値する提案内容については、その取扱いに配慮しなければなりません。 また、民間提案を受けて実施方針を定める必要が無いと判断した場合は、その旨及び理由を当該民間事業者へ通知します。</p> <p>【検討結果の公表】 事業所管部局は、民間提案を受けて実施方針を定める必要が無いと判断した場合において、新たに民間提案を行おうとする民間事業者の参考とするため、当該民間提案の事業案の概要、事業所管部局の判断の結果及び理由の概要について、当該民間事業者の権利その他正当な利益及び公共施設等の整備等の実施に対する影響に留意した上で、公表します。</p> <p>その他、民間提案に対する措置に当たり留意すべき事項等については、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」（1-2 民間事業者からの提案）を参照してください。</p> <p>2. 実施方針の策定及び公表【ステップ2】</p> <p>事業実施部局は、導入可能性検討の結果に基づき、PFI事業の実施が適当であると判断し、特定事業の選定を行おうとする場合には、実施方針の策定・公表を行わなければなりません。 また、公平性及び透明性の確保の観点から、当該事業に関する情報が早くかつ広く周知されるよう、実施方針の策定・公表をできる限り早い段階で行うことが大切です。</p> <p>(1) 実施方針の策定見通しの公表</p> <p>事業実施部局は、当該年度におけるPFI事業に関する実施方針の策定の見通しがある場合は、原則として毎年度当初に、ホームページへの掲載などにより広くこれを公表します。（法第15条） 見通しの公表を行った場合には、少なくとも毎年度一回、10月1日を目途として、公表した策定の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表しなければなりません。（法施行規則第2条）</p> <p>【公表事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定事業の名称、期間及び概要</li> <li>2 公共施設等の立地</li> <li>3 実施方針を策定する時期</li> </ol>	<p>【検討結果について】 事業所管部局は、民間提案を受けて実施方針を定めることが適当であると認める場合は、その旨を当該民間事業者へ通知した後、速やかに実施方針の策定を行います。なお、民間提案を受けて実施方針を策定する際、知的財産として保護に値する提案内容については、その取扱いに配慮しなければなりません。 また、民間提案を受けて実施方針を定める必要が無いと判断した場合は、その旨及び理由を当該民間事業者へ通知します。</p> <p>【検討結果の公表】 事業所管部局は、民間提案を受けて実施方針を定める必要が無いと判断した場合において、新たに民間提案を行おうとする民間事業者の参考とするため、当該民間提案の事業案の概要、事業所管部局の判断の結果及び理由の概要について、当該民間事業者の権利その他正当な利益及び公共施設等の整備等の実施に対する影響に留意した上で、公表します。</p> <p>その他、民間提案に対する措置に当たり留意すべき事項等については、<u>内閣府</u>「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」（1-2 民間事業者からの提案）を参照してください。</p> <p>2 実施方針の策定及び公表【ステップ2】</p> <p>事業実施部局は、<u>優先的検討</u>の結果に基づき、PFI事業の実施が適当であると判断し、特定事業の選定を行おうとする場合には、実施方針の策定・公表を行わなければなりません。 また、公平性及び透明性の確保の観点から、当該事業に関する情報が早くかつ広く周知されるよう、実施方針の策定・公表をできる限り早い段階で行うことが大切です。</p> <p>(1) 実施方針の策定見通しの公表</p> <p>事業実施部局は、当該年度におけるPFI事業に関する実施方針の策定の見通しがある場合は、原則として毎年度当初に、ホームページへの掲載などにより広くこれを公表します。（<u>PFI</u>法第15条、<u>PFI</u>法施行規則第2条） 見通しの公表を行った場合には、少なくとも毎年度一回、10月1日を目途として、公表した策定の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表しなければなりません。（<u>PFI</u>法施行規則第2条）</p> <p>【公表事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定事業の名称、期間及び概要</li> <li>2 公共施設等の立地</li> <li>3 実施方針を策定する時期</li> </ol>	<p>・ PPP/PFI手法導入優先的検討規程による検討を反映</p> <p>・ 法律の名称を明記（以下同様）</p>

現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考
<p>(2) 実施方針の内容検討</p> <p>実施方針は、民間事業者にとって特定事業への参入のための検討が容易になるよう、当該特定事業の事業内容、民間事業者の選定方法等について、できる限り具体的に記載します。</p> <p>実施方針の策定に当たっては、財政担当部局との協議の上、「事業者選考委員会（後述）」に諮って決定します。</p> <p>なお、実施方針は、公表当初において相当程度の具体的内容を備えた上で、当該特定事業の事業内容の検討の進行に従い順次詳細化して補完することが可能です。</p> <p>この場合、変更した実施方針については、遅滞なく公表しなければなりません。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【実施方針に具体的に定める事項】（1～7の事項は必須、各事項の内容は例示）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定事業の選定に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業目的</li> <li>・ 事業内容・事業範囲</li> <li>・ 事業期間</li> <li>・ 事業スケジュール</li> <li>・ 事業方式</li> <li>・ 特定事業の選定方法 等</li> </ul> </li> <li>2 民間事業者の募集及び選定に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選定事業者の選定に係る基本的な考え方</li> <li>・ 選定の手順及びスケジュール</li> <li>・ 応募手続き等</li> <li>・ 要求する性能及びサービス水準</li> <li>・ 応募者の備えるべき参加資格要件</li> <li>・ 審査に関する事項</li> <li>・ 審査結果の公表方法</li> <li>・ 提出書に係る著作権、特許権等の取扱い 等</li> </ul> </li> <li>3 民間事業者の責任の明確化等事業の適性かつ確実な実施の確保に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスク分担の考え方</li> <li>・ 予想されるリスクと責任分担</li> <li>・ 道の支払(事業類型)に関する事項</li> <li>・ 選定事業者の責任の履行に関する事項</li> <li>・ 事業の実施状況のモニタリング 等</li> </ul> </li> <li>4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の概要</li> <li>・ 計画地の条件 等</li> </ul> </li> <li>5 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 係争事由に係る基本的な考え方</li> <li>・ 管轄裁判所の指定 等</li> </ul> </li> </ol> </div>	<p>(2) 実施方針の内容検討</p> <p>実施方針は、民間事業者にとって特定事業への参入のための検討が容易になるよう、当該特定事業の事業内容、民間事業者の選定方法等について、できる限り具体的に記載します。</p> <p><u>また、実施方針の策定等に関して、専門的な知識を有するアドバイザーの活用についても検討します。</u></p> <p><u>なお、</u>実施方針の策定に当たっては、財政担当部局との協議の上、「事業者選考委員会（後述）」に諮って決定します。</p> <p>実施方針は、公表当初において相当程度の具体的内容を備えた上で、当該特定事業の事業内容の検討の進行に従い順次詳細化して補完することが可能です。</p> <p>この場合、変更した実施方針については、遅滞なく公表しなければなりません。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【実施方針に具体的に定める事項】（1～7の事項は必須、各事項の内容は例示）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定事業の選定に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業目的</li> <li>・ 事業内容・事業範囲</li> <li>・ 事業期間</li> <li>・ 事業スケジュール</li> <li>・ 事業方式</li> <li>・ 特定事業の選定方法 等</li> </ul> </li> <li>2 民間事業者の募集及び選定に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選定事業者の選定に係る基本的な考え方</li> <li>・ 選定の手順及びスケジュール</li> <li>・ 応募手続き等</li> <li>・ 要求する性能及びサービス水準</li> <li>・ 応募者の備えるべき参加資格要件</li> <li>・ 審査に関する事項</li> <li>・ 審査結果の公表方法</li> <li>・ 提出書に係る著作権、特許権等の取扱い 等</li> </ul> </li> <li>3 民間事業者の責任の明確化等事業の適性かつ確実な実施の確保に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスク分担の考え方</li> <li>・ 予想されるリスクと責任分担</li> <li>・ 道の支払(事業類型)に関する事項</li> <li>・ 選定事業者の責任の履行に関する事項</li> <li>・ 事業の実施状況のモニタリング 等</li> </ul> </li> <li>4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の概要</li> <li>・ 計画地の条件 等</li> </ul> </li> <li>5 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 係争事由に係る基本的な考え方</li> <li>・ 管轄裁判所の指定 等</li> </ul> </li> </ol> </div>	<p>・ 他自治体事例等を参考にアドバイザーの活用検討について追記 （後段にアドバイザーの業務や選定の留意点の解説を追記）</p>



現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考
<p>6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の継続に関する基本的な考え方</li> <li>・ 本事業の継続が困難になった場合の措置</li> <li>・ 金融機関と道との協議 等</li> </ul> <p>7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法制上及び税制上の措置に関する事項</li> <li>・ 財政上及び金融上の支援に関する事項</li> <li>・ その他の支援に関する事項 等</li> </ul> <p>8 その他特定事業の実施に関し必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会の議決</li> <li>・ 情報公開及び情報提供</li> <li>・ 入札に伴う費用負担 等</li> </ul> <p>(3) 実施方針の策定</p> <p>事業実施部局は、個別事業毎に設置する事業者選考委員会に実施方針の内容を諮り、その結果を受け方針を決定します。</p> <p>事業者選考委員会は、実施方針策定段階、入札実施段階、PFI事業者（落札者）選定段階で開催します。これらの段階以外でも必要に応じて開催します。</p> <p>なお、PFI事業者の選定に対する意思決定の責任、説明責任は道にあることに留意してください。</p> <p>また、事業者選考委員会の設置に関しては、「附属機関等の設置及び運営に関する基準について（平成10年3月30日制定）」を参照してください。</p> <p><b>【事業者選考委員会】</b></p> <p>PFI事業の選定に当たっては、公平性や透明性を確保するとともに、長期間にわたって当該公共サービスの提供を委ねることとなるため、利用者となる道民に対する説明責任が求められます。</p> <p>また、PFI事業は、民間事業者のノウハウを活かすための性能発注や設計、建設、維持管理・運営の一括発注方式がとられること、資金調達面からの事業の実現可能性の検討が必要であることなど、審査に当たっては関係する各分野の専門性が求められることから、外部有識者等からなる事業者選考委員会を設置することとします。</p> <p><b>【事業者選考委員会における所掌事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 実施方針の審議</li> <li>2 PFI事業者の選定方法の審議</li> <li>3 要求水準書、落札者の決定基準の審議</li> <li>4 契約書案の審議</li> <li>5 提案書の審査・評価</li> <li>6 その他事業全般への助言に関すること</li> </ol>	<p>6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の継続に関する基本的な考え方</li> <li>・ 本事業の継続が困難になった場合の措置</li> <li>・ 金融機関と道との協議 等</li> </ul> <p>7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法制上及び税制上の措置に関する事項</li> <li>・ 財政上及び金融上の支援に関する事項</li> <li>・ その他の支援に関する事項 等</li> </ul> <p>8 その他特定事業の実施に関し必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会の議決</li> <li>・ 情報公開及び情報提供</li> <li>・ 入札に伴う費用負担 等</li> </ul> <p>(3) 実施方針の策定</p> <p>事業実施部局は、個別事業ごと<sup>と</sup>に設置する事業者選考委員会に実施方針の内容を諮り、その結果を受け方針を決定します。</p> <p>事業者選考委員会は、実施方針策定段階、<u>特定事業選定段階</u>、入札実施段階、PFI事業者（落札者）選定段階で開催します。これらの段階以外でも必要に応じて開催します。</p> <p>なお、PFI事業者の選定に対する意思決定の責任、説明責任は道にあることに留意してください。</p> <p>また、事業者選考委員会の設置に関しては、「附属機関等の設置及び運営に関する基準について（平成10年3月30日制定）」を参照してください。</p> <p><b>【事業者選考委員会】</b></p> <p>PFI事業の選定に当たっては、公平性や透明性を確保するとともに、長期間にわたって当該公共サービスの提供を委ねることとなるため、利用者となる道民に対する説明責任が求められます。</p> <p>また、PFI事業は、民間事業者のノウハウを活かすための性能発注や設計、建設、維持管理・運営の一括発注方式がとられること、資金調達面からの事業の実現可能性の検討が必要であることなど、審査に当たっては関係する各分野の専門性が求められることから、外部有識者等からなる事業者選考委員会を設置することとします。</p> <p><b>【事業者選考委員会における所掌事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 実施方針の審議</li> <li>2 <u>特定事業</u>の審議</li> <li>3 要求水準書、落札者の決定基準の審議</li> <li>4 契約書案の審議</li> <li>5 提案書の審査・評価</li> <li>6 その他事業全般への助言に関すること</li> </ol>	<p>・ 文言整理</p> <p>・ 他自治体事例等を参考に特定事業選定を追記</p> <p>・ 手順の整理</p>

現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考
<p>(4) 実施方針の公表</p> <p>事業実施部局は、実施方針について広く速やかに事業内容を周知するため、報道やインターネットなどの手段を活用して公表するほか、民間事業者への説明会を開催します。</p> <p>また、実施方針に関する民間事業者からの質問受付及び意見招請を次のとおり行います。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【質問受付】</b></p> <p>実施方針に記載した事業内容や公募方法等について、民間事業者の疑問点を解消するために質問を受け付けます。公表から質問受付及び締切までの期間は、民間事業者が十分に検討できるよう配慮しなければなりません。</p> <p>回答は、公平性、透明性を確保するため、すべて書面により行い、その内容は民間事業者の独自のノウハウに係る事項等を除いて原則としてすべての民間事業者に公開します。</p> <p><b>【意見招請】</b></p> <p>質問への回答後、十分な期間において、民間事業者から事業に対する意見を招請します。</p> <p>民間事業者から適切な意見が受けられるよう、質問回答から十分な期間において実施します。</p> </div> <p>意見招請における民間事業者からの意見を参考にして、実施方針の見直しを行うことができます。（変更した実施方針は速やかに公表しなければなりません。）</p>	<p>(4) 実施方針の公表</p> <p>事業実施部局は、実施方針について広く速やかに事業内容を周知するため、報道やインターネットなどの手段を活用して公表するほか、<u>必要に応じて</u>民間事業者への説明会を開催します。</p> <p><u>なお、実施方針の公表に併せて、要求水準書を公表することが望ましいです。</u></p> <p>また、実施方針に関する民間事業者からの質問受付及び意見招請を次のとおり行います。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【質問受付】</b></p> <p>実施方針に記載した事業内容や公募方法等について、民間事業者の疑問点を解消するために質問を受け付けます。公表から質問受付及び締切までの期間は、民間事業者が十分に検討できるよう配慮しなければなりません。</p> <p>回答は、公平性、透明性を確保するため、すべて書面により行い、その内容は民間事業者の独自のノウハウに係る事項等を除いて原則としてすべての民間事業者に公開します。</p> <p><b>【意見招請】</b></p> <p>質問への回答後、十分な期間において、民間事業者から事業に対する意見を招請します。</p> <p>民間事業者から適切な意見が受けられるよう、質問回答から十分な期間において実施します。</p> </div> <p>意見招請における民間事業者からの意見を参考にして、実施方針の見直しを行うことができます。（変更した実施方針は速やかに公表しなければなりません。）</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px;"> <p><b>【アドバイザー選定の留意点】</b></p> <p><u>アドバイザーには、財務、法務、技術等の分野の知識やノウハウを総合的に提供できる業者を選定しなければなりません。事業の性格や進捗状況によっては、必要なノウハウを持っている業者（設計コンサル、法律事務所など）を複数、委託することも可能ですが、その場合は複数の業者間の調整や事業全体のマネージメント管理を行う業者を決めることが必要です。</u></p> <p><u>アドバイザーの選定に当たっては、競争性を確保する必要がありますが、業務の特殊性から、プロポーザル方式の活用が有効です。</u></p> <p><u>また、選定されたアドバイザーは、当該事業に応募や参画しようとする民間事業者のアドバイザーになることは利益相反の観点から認められないことや、アドバイザーの関係企業等が当該事業に応募や参画する場合には、秘密保持や公平さに対する信頼性を確保することに留意することが必要です。</u></p> </div>	<p>・ 文言整理</p> <p>・ 手順の整理</p>

現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考
<p>3. 特定事業の評価・選定、公表【ステップ3】</p> <p>実施方針の策定・公表後に民間事業者からの意見等を踏まえ、当該事業のVFM評価を確定します。その結果により、PFI事業として実施することが適当であると認める事業については、特定事業の選定を行います。</p> <p>特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を、評価の内容とあわせ、速やかに公表します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【選定基準の基本的な考え方】</p> <p>特定事業の選定を行うかどうかの評価においては、PFI事業として実施することにより、公共施設等の整備等が効率的かつ効果的に実施できることが選定の基準となっています。</p> <p>具体的には、民間事業者に委ねることにより、</p> <p>①公共サービスが同一の水準にある場合において事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減を期待できること</p> <p>又は、</p> <p>②公的財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できること</p> <p>等が選定の基準です。</p> <p>【公的財政負担の見込額の算定】</p> <p>公的財政負担の見込み額の算定については、次の事項を踏まえて将来の費用と見込まれる公的財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算して評価します。</p> <p>1 財政上の支援に係る支出、民間事業者からの税収その他の収入等が現実に見込まれる場合においてこれらを調整する等適切な整理を行います。</p> <p>2 民間事業者に移転されるリスクをできる限り合理的な方法で勘案します。</p> </div>	<div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【アドバイザーの業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施方針の作成・支援</li> <li>・ 事業者選考委員会の運営支援</li> <li>・ 特定事業の選定書類の作成・支援</li> <li>・ 入札説明書の作成・支援</li> <li>・ 事業者選考・審査基準の作成・支援</li> <li>・ 質疑への回答作成・支援</li> <li>・ 入札関係書類の作成・支援</li> <li>・ 応札者の適格性の評価、入札提案書の整理・評価の支援</li> <li>・ 契約条件の整理、契約書案の作成、契約交渉</li> <li>・ 広報活動の支援</li> </ul> </div> <p>3 特定事業の評価・選定、公表【ステップ3】</p> <p>実施方針の策定・公表後に民間事業者からの意見等を踏まえ、当該事業のVFM評価を確定します。その結果により、PFI事業として実施することが適当であると認める事業については、<u>事業者選考委員会に諮り</u>、特定事業の選定を行います。</p> <p>特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容とあわせ、速やかに公表します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【選定基準の基本的な考え方】</p> <p>特定事業の選定を行うかどうかの評価においては、PFI事業として実施することにより、公共施設等の整備等が効率的かつ効果的に実施できることが選定の基準となっています。</p> <p>具体的には、民間事業者に委ねることにより、</p> <p>① 公共サービスが同一の水準にある場合において事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減を期待できること</p> <p>又は、</p> <p>② 公的財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できること</p> <p>等が選定の基準です。</p> <p>【公的財政負担の見込額の算定】</p> <p>公的財政負担の見込み額の算定については、次の事項を踏まえて将来の費用と見込まれる公的財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算して評価します。</p> <p>1 財政上の支援に係る支出、民間事業者からの税収その他の収入等が現実に見込まれる場合においてこれらを調整する等適切な整理を行います。</p> <p>2 民間事業者に移転されるリスクをできる限り合理的な方法で勘案します。</p> </div>	<p>・ 手順の整理</p>

現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考
<p>【公共サービスの水準の評価】 公共サービスの水準の評価は、できる限り定量的に行うことが望まれます。 ただし、定量化が困難なものを評価する場合においては、客観性を確保した上で定性的な評価を行います。</p> <p>【公表内容の例】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業名</li> <li>・施設整備内容（計画地、施設規模、施設内容等）</li> <li>・事業概要</li> <li>・事業方式</li> <li>・P F I 事業範囲</li> </ul> </li> <li>2 評価結果 <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価方法</li> <li>・定量的評価（財政負担額算定の前提条件、財政負担見込額等）</li> <li>・定性的評価</li> <li>・リスク評価</li> <li>・総合評価</li> </ul> </li> </ol> <p>【公表に当たっての留意事項等】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公的財政負担の見込額については、原則として公表することとしますが、当該見込額を公表することにより、その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがある場合等においては、公的財政負担の縮減の額又は割合の見込みのみを示すこととしても差し支えありません。</li> <li>2 公共サービスの水準について定性的な評価を行った場合は、その評価の方法と結果を含めて公表します。</li> <li>3 公表に当たっては、民間事業者の選定その他公共施設等の整備等への影響に配慮しつつ、公表します。</li> <li>4 事業の実施可能性等についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととしたときも、同様に公表します。</li> <li>5 1～4で公表した資料のほか、選定又は不選定に係る評価の結果に関する詳細な資料については、民間事業者の選定その他公共施設等の整備等の実施への影響に配慮しつつ、適切な時期に適宜公表します。</li> </ol>	<p>【公共サービスの水準の評価】 公共サービスの水準の評価は、できる限り定量的に行うことが望ましいです。 ただし、定量化が困難なものを評価する場合においては、客観性を確保した上で定性的な評価を行います。</p> <p>【公表内容の例】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業名</li> <li>・施設整備内容（計画地、施設規模、施設内容等）</li> <li>・事業概要</li> <li>・事業方式</li> <li>・P F I 事業範囲</li> </ul> </li> <li>2 評価結果 <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価方法</li> <li>・定量的評価（財政負担額算定の前提条件、財政負担見込額等）</li> <li>・定性的評価</li> <li>・リスク評価</li> <li>・総合評価</li> </ul> </li> </ol> <p>【公表に当たっての留意事項等】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公的財政負担の見込額については、原則として公表することとしますが、当該見込額を公表することにより、その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがある場合等においては、公的財政負担の縮減の額又は割合の見込みのみを示すこととしても差し支えありません。</li> <li>2 公共サービスの水準について定性的な評価を行った場合は、その評価の方法と結果を含めて公表します。</li> <li>3 公表に当たっては、民間事業者の選定その他公共施設等の整備等への影響に配慮しつつ、公表します。</li> <li>4 事業の実施可能性等についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととしたときも、同様に公表します。</li> <li>5 1～4で公表した資料のほか、選定又は不選定に係る評価の結果に関する詳細な資料については、民間事業者の選定その他公共施設等の整備等の実施への影響に配慮しつつ、適切な時期に適宜公表します。</li> </ol>	<p>・ 文言整理</p>

現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考
<p>4. P F I事業者の募集、評価・選定、公表【ステップ4】</p> <p>(1) P F I事業者の募集、評価・選定の方法  特定事業の選定に続いて、これを実施するP F I事業者の募集、評価・選定を行います。</p> <p>P F I事業者の募集、評価・選定に当たって、別途適用を受けるべき現行（平成26年3月改定）法制度がある場合はこれに従うこととなりますが、いずれの場合においても、次の事項に留意します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「公平性原則」にのっとり競争性を担保しつつ、「透明性原則」に基づき手続きの透明性を確保した上で実施すること。</li> <li>2 できる限り民間事業者の創意工夫が発揮されるよう留意すること。このため、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されるよう、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする。</li> <li>3 所要の提案準備期間や契約の締結に要する期間の確保に配慮すること。</li> <li>4 応募者の負担を軽減するように配慮すること。</li> </ol> </div> <p>P F I事業者の選定方法は、公募の方法等により行い（法第8条第1項）、一般競争入札によることが原則とされていることから（「地方公共団体におけるP F I事業について」平成12年3月29日付け自治画第67号自治事務次官通知、平成17年10月3日一部改正）、本指針では、「総合評価一般競争入札」の活用を念頭において手順を説明しています。</p> <p>なお、競争入札に適さない場合など地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合は、「公募型プロポーザル方式」や「競争的対話方式」などの競争性のある随意契約によることも可能です。</p> <p>ただし、その際も本指針で示す基本的考え方や手順を踏まえ、透明性、公平性、客観性の確保に努めて実施しなければなりません。</p> <p>ア. 総合評価一般競争入札  P F I事業者の選定方法は、公募の方法等により行い（法第8条第1項）、一般競争入札P F I契約においては、価格のみならず、維持管理又は運営の水準、P F I事業者とのリスク分担のあり方、技術的能力、企画に関する能力等を総合的に勘案する必要あることに鑑み、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2）の活用を図ることとします。</p>	<p>4 P F I事業者の募集、評価・選定、公表【ステップ4】</p> <p>(1) P F I事業者の募集、評価・選定の方法  特定事業の選定に続いて、これを実施するP F I事業者の募集、評価・選定を行います。</p> <p><u>なお、総合評価一般競争入札の場合は、入札公告前までに債務負担行為の設定を行います。</u></p> <p>P F I事業者の募集、評価・選定に当たって、別途適用を受けるべき現行（平成26年3月改定）法制度がある場合はこれに従うこととなりますが、いずれの場合においても、次の事項に留意します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「公平性原則」にのっとり競争性を担保しつつ、「透明性原則」に基づき手続きの透明性を確保した上で実施すること。</li> <li>2 できる限り民間事業者の創意工夫が発揮されるよう留意すること。このため、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されるよう、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする。</li> <li>3 所要の提案準備期間や契約の締結に要する期間の確保に配慮すること。</li> <li>4 応募者の負担を軽減するように配慮すること。</li> </ol> </div> <p>P F I事業者の選定方法は、公募の方法等により行い（P F I法第8条第1項）、一般競争入札によることが原則とされていることから（「地方公共団体におけるP F I事業について」平成12年3月29日付け自治画第67号自治事務次官通知、平成17年10月3日一部改正）、本指針では、「総合評価一般競争入札」の活用を念頭において手順を説明しています。</p> <p>なお、競争入札に適さない場合など地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合は、「公募型プロポーザル方式」や「競争的対話方式」などの競争性のある随意契約によることも可能です。</p> <p>ただし、その際も本指針で示す基本的考え方や手順を踏まえ、透明性、公平性、客観性の確保に努めて実施しなければなりません。</p> <p>ア 総合評価一般競争入札  P F I事業者の選定方法は、公募の方法等により行い（P F I法第8条第1項）、一般競争入札P F I契約においては、価格のみならず、維持管理又は運営の水準、P F I事業者とのリスク分担のあり方、技術的能力、企画に関する能力等を総合的に勘案する必要あることに鑑み、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2）の活用を図ることとします。</p>	<p>・ 手順の整理</p>

現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考
<p>【技術提案制度の活用】</p> <p>1 要求水準を満たすための有力な方法が複数存在し、高度な技術や優れた工夫を含む幅広い提案がなされることが想定され、事業実施部局において提案書のみでは提案内容の妥当性や技術的評価、要求水準に達しているか否かの確認が困難と見込まれる場合等の特定事業において、総合評価落札方式によりPFI事業者を選定する場合においては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に準じて導入された技術提案制度を活用することが考えられます。</p> <p>2 この場合、応募者から特定事業に関する技術又は工夫についての提案（以下「技術提案」という。）を求めるとともに、技術提案の内容の一部を改善することでより優れた技術提案となる場合等においては、技術提案の改善を求め又は改善を提案する機会を与えること（技術対話）や最も優れた提案に基づき予定価格を作成することにより、民間事業者の高度な技術や優れた工夫を含む幅広い提案を求めることが考えられます。</p> <p>イ. 公募型プロポーザル方式</p> <p>入札PFI契約においては、価格のみならず、維持管理又は運営の水準、PFI事業者と事業実施部局のみでは、事業目的やニーズを満たすことのできる手法や要求水準等を設定することが困難であるため、事業スキーム、資金調達スキーム、運営方法等多面的な観点から幅広い提案を求める必要があり、かつ、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に規定する随意契約によることのできる場合については、公募型プロポーザル方式による随意契約も可能です。</p> <p>（随意契約による場合の留意点については、「地方公共団体におけるPFI事業について」平成12年3月29日付け自治画第67号自治事務次官通知、平成17年10月3日一部改正）を参照）</p> <p>ウ. 競争的対話方式</p> <p>要求水準書等の作成（調整）のため、事業スキーム、資金調達スキーム、運営方法等多面的な観点から幅広い提案を求める必要がある場合、管理者等の判断により、競争的対話方式の活用が考えられます。</p> <p>具体的には、①管理者等が応募者と提案内容の確認・交渉を行い、その結果に基づき要求水準書等を作成（調整）すること、② ①の対話終了後、提案書の提出要請を行うこと、③必要に応じ、対話参加者を三者程度に絞り込むこと、が考えられます。</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項各号の適用がある契約の場合においては、競争性のある随意契約（公募型プロポーザル、企画競争等）によります。</p>	<p>【技術提案制度の活用】</p> <p>1 要求水準を満たすための有力な方法が複数存在し、高度な技術や優れた工夫を含む幅広い提案がなされることが想定され、事業実施部局において提案書のみでは提案内容の妥当性や技術的評価、要求水準に達しているか否かの確認が困難と見込まれる場合等の特定事業において、総合評価落札方式によりPFI事業者を選定する場合においては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に準じて導入された技術提案制度を活用することが考えられます。</p> <p>2 この場合、応募者から特定事業に関する技術又は工夫についての提案（以下「技術提案」という。）を求めるとともに、技術提案の内容の一部を改善することでより優れた技術提案となる場合等においては、技術提案の改善を求め又は改善を提案する機会を与えること（技術対話）や最も優れた提案に基づき予定価格を作成することにより、民間事業者の高度な技術や優れた工夫を含む幅広い提案を求めることが考えられます。</p> <p>イ 公募型プロポーザル方式</p> <p>入札PFI契約においては、価格のみならず、維持管理又は運営の水準、PFI事業者と事業実施部局のみでは、事業目的やニーズを満たすことのできる手法や要求水準等を設定することが困難であるため、事業スキーム、資金調達スキーム、運営方法等多面的な観点から幅広い提案を求める必要があり、かつ、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に規定する随意契約によることのできる場合については、公募型プロポーザル方式による随意契約も可能です。</p> <p>（随意契約による場合の留意点については、「地方公共団体におけるPFI事業について」平成12年3月29日付け自治画第67号自治事務次官通知、平成17年10月3日一部改正）を参照）</p> <p>ウ 競争的対話方式</p> <p>要求水準書等の作成（調整）のため、事業スキーム、資金調達スキーム、運営方法等多面的な観点から幅広い提案を求める必要がある場合、管理者等の判断により、競争的対話方式の活用が考えられます。</p> <p>具体的には、①管理者等が応募者と提案内容の確認・交渉を行い、その結果に基づき要求水準書等を作成（調整）すること、② ①の対話終了後、提案書の提出要請を行うこと、③必要に応じ、対話参加者を三者程度に絞り込むこと が考えられます。</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項各号の適用がある契約の場合においては、競争性のある随意契約（公募型プロポーザル、企画競争等）によります。</p>	

現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考
<p>(2) 選定方法の決定・公告 〔(2)～(7)まで総合評価一般競争入札の場合のプロセスを記載〕</p> <p>ア. 事業者選考委員会の開催 PFI事業者の募集に当たり、入札公告に関する関係書類（入札説明書・要求水準書・落札者決定基準・総合評価競争入札心得等）や事業契約書案の内容について審議するために、事業者選考委員会を開催します。 事業者選考委員会での結果を踏まえ、入札告示に関する関係書類や事業契約書案を道として決定します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PFI事業における事業者選考委員会は、道の総合評価競争入札取扱要領第3に定める総合評価審査委員会を兼ねるものとします。</li> <li>・ 地方自治法施行令第167条の10の2の規定による学識経験者の意見聴取等については、この審議をもってかえることが可能です。</li> </ul> </div> <p>イ. 入札公告・民間事業者への説明等の実施 総合評価一般競争入札を行うに当たっては、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項等について公告するとともに、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても公告しなければなりません。（地方自治法施行令第167条の10の2第6項） 入札の公告後、速やかに、入札公告に関する関係書類、事業契約書案をホームページに公表するほか、入札に参加しようとする民間事業者に配布します。（ダウンロードによる入手も可。） また、民間事業者に対する説明等を行い、公告した内容に対する疑問点を解消するために、質問を受け付け、回答します。 質問回答に当たっては、民間事業者が十分検討を行えるよう入札公告から質問受付までの期間及び質問受付締切から回答までの期間を十分確保するとともに、公平性、透明性を確保するため、質問回答はすべて書面で行い、その内容は民間事業者独自のノウハウに係る事項等を除き、原則としてすべての民間事業者に公開しなければなりません。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>総合評価一般競争入札に関する道の取扱いについては、「総合評価競争入札取扱要領の制定について」（平成15年4月4日付け局総第35号出納局長通知）を参照するとともに、落札者決定基準等については、「北海道における総合評価方式のガイドライン」を参照してください。</p> </div>	<p>(2) 選定方法の決定・公告 〔(2)～(7)まで総合評価一般競争入札の場合のプロセスを記載〕</p> <p>ア 事業者選考委員会の開催 PFI事業者の募集に当たり、入札公告に関する関係書類（入札説明書・要求水準書・落札者決定基準等）や事業契約書案の内容について審議するために、事業者選考委員会を開催します。 事業者選考委員会での結果を踏まえ、入札告示に関する関係書類や事業契約書案を道として決定します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PFI事業における事業者選考委員会は、道の総合評価競争入札取扱要領第3に定める総合評価審査会を兼ねるものとします。</li> <li>・ 地方自治法施行令第167条の10の2の規定による学識経験者の意見聴取等については、この審議をもってかえることが可能です。</li> </ul> </div> <p>イ 入札公告・民間事業者への説明等の実施 総合評価一般競争入札を行うに当たっては、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項等について公告するとともに、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても公告しなければなりません。（地方自治法施行令第167条の10の2第6項） 入札の公告後、速やかに、入札公告に関する関係書類、事業契約書案をホームページに公表するほか、入札に参加しようとする民間事業者に配布します。（ダウンロードによる入手も可。） また、<u>必要に応じて</u>民間事業者に対する説明等を行い、公告した内容に対する疑問点を解消するために、質問を受け付け、回答します。 質問回答に当たっては、民間事業者が十分検討を行えるよう入札公告から質問受付までの期間及び質問受付締切から回答までの期間を十分確保するとともに、公平性、透明性を確保するため、質問回答はすべて書面で行い、その内容は民間事業者独自のノウハウに係る事項等を除き、原則としてすべての民間事業者に公開しなければなりません。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>総合評価一般競争入札に関する道の取扱いについては、「総合評価競争入札取扱要領の制定について」（平成15年4月4日付け局総第35号出納局長通知）を参照するとともに、落札者決定基準等については、「北海道における総合評価方式のガイドライン」を参照してください。</p> </div>	<p>・ 「総合評価競争入札取扱要領」改正</p> <p>・ 文言整理</p>

現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考
<p>(3) 資格審査 民間事業者から、一般競争入札参加資格申請に関する書類の提出を受け付け、資格審査を実施します。 資格審査では、P F I 法第9条に規定される欠格事由に該当しないことを確認するほか、入札参加者の資格要件を満たしていることを確認します。 審査結果は申請者に通知します。</p> <p>(4) 入札 入札参加資格の確認を得た民間事業者から、入札時に提出する書類を一括して受け付けます。 入札書の確認を行い、入札書に記載された入札価格が予定価格の制限の範囲内である民間事業者を事業者選考の対象とします。</p> <p>(5) 事業者選考委員会の開催 事業者選考委員会を開催し、民間事業者からの提案書類等について審査します。 事業者選考委員会では、公平性、透明性、客観性を確保した中で、入札公告時の落札者決定基準に従って、民間事業者からの提案書や入札金額について総合評価を行い、優秀な提案をした民間事業者を選考します。</p> <p>(6) 落札者の決定 事業者選考委員会での審査結果を基に、落札者を決定します。</p> <p>(7) 選定事業者の公表 落札者（選定事業者）を決定後、その結果を速やかに公表します。 公表に当たっては、評価の結果、評価基準及び選定の方法に応じた選定過程の透明性を確保するために必要な資料をあわせて公表します。ただし、公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項を除きます。</p> <p>( P F I 事業者の選定をせず、特定事業の選定を取り消す場合 ) P F I 事業者の募集、評価・選定において、最終的に、応募者がいない、あるいはいずれの応募者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、当該事業をP F I 事業として実施することが適当でない判断された場合には、P F I 事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すことが必要です。 このため、P F I 事業者の募集に当たっては、そのような場合があり得ることを募集の際にあらかじめ明示しておくことが重要です。 特定事業の選定を取り消した場合、判断の透明性を確保するためにその理由を所要の資料とあわせて、速やかに公表します。ただし、公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項は除きます。 特定事業の選定を取り消した場合においても、当該事業の必要性、事業内容、実施方法等を再検討の上、適切に対応することが必要です。</p>	<p>(3) 資格審査 民間事業者から、一般競争入札参加資格申請に関する書類の提出を受け付け、資格審査を実施します。 資格審査では、P F I 法第9条に規定される欠格事由に該当しないことを確認するほか、入札参加者の資格要件を満たしていることを確認します。 審査結果は申請者に通知します。</p> <p>(4) 入札 入札参加資格の確認を得た民間事業者から、入札時に提出する書類を一括して受け付けます。 入札書の確認を行い、入札書に記載された入札価格が予定価格の制限の範囲内である民間事業者を事業者選考の対象とします。</p> <p>(5) <b>提案審査</b> 事業者選考委員会を開催し、民間事業者からの提案書類等について審査します。 事業者選考委員会では、公平性、透明性、客観性を確保した中で、入札公告時の落札者決定基準に従って、民間事業者からの提案書や入札金額について総合評価を行い、優秀な提案をした民間事業者を選考します。</p> <p>(6) <b>落札者の決定</b> 事業者選考委員会での審査結果を基に、落札者を決定します。</p> <p>(7) <b>選定事業者の公表</b> 落札者（選定事業者）を決定後、その結果を速やかに公表します。 公表に当たっては、評価の結果、評価基準及び選定の方法に応じた選定過程の透明性を確保するために必要な資料をあわせて公表します。ただし、公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項を除きます。</p> <p>( P F I 事業者の選定をせず、特定事業の選定を取り消す場合 ) P F I 事業者の募集、評価・選定において、最終的に、応募者がいない、あるいはいずれの応募者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、当該事業をP F I 事業として実施することが適当でない判断された場合には、P F I 事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すことが必要です。 このため、P F I 事業者の募集に当たっては、そのような場合があり得ることを募集の際にあらかじめ明示しておくことが重要です。 特定事業の選定を取り消した場合、判断の透明性を確保するためにその理由を所要の資料とあわせて、速やかに公表します。ただし、公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項は除きます。 特定事業の選定を取り消した場合においても、当該事業の必要性、事業内容、実施方法等を再検討の上、適切に対応することが必要です。</p>	<p>・ 項目整理</p>

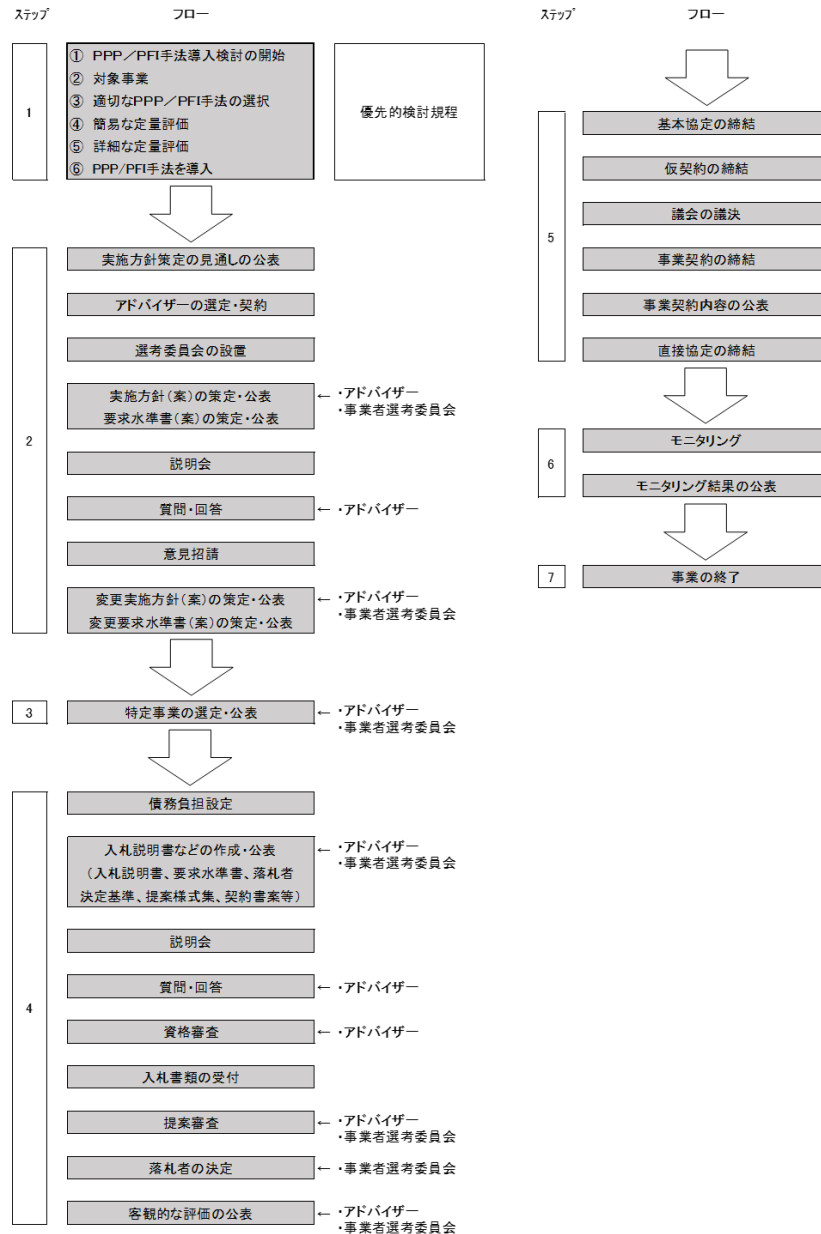


現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考				
<p>5. 事業契約等の締結等【ステップ5】</p> <p>(1) 仮契約の締結、議会の議決  施設等の買入れまたは借入れに係る予定価格（維持管理・運営に係る金額を除く）が5億円以上のPFI事業については、選定事業者（落札者が設立するSPC）との契約の前に仮契約を締結して、PFI事業契約の締結議案を議会に提出し、その議決を得る必要があります。  なお、通常、落札者は、落札後にPFI事業契約の主体となるSPCを設立します。このため、仮契約の前段階において、道は落札者との間で、事業契約に向けた取り決め等を定める基本協定を必要に応じて締結します。</p> <p>【PFI法第12条（地方公共団体の議会の議決）】  地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。</p> <p>【PFI法施行令第3条（地方公共団体の議会の議決を要する事業契約）】  法第十二条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあっては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。</p> <table border="1" data-bbox="129 778 958 948"> <tr> <td>法第二条第五項に規定する選定事業者が建設する同条第一項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第四十条第一項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ</td> <td>都道府県 500,000千円</td> </tr> </table> <p>(2) 契約の締結  選定事業者と当該PFI事業に係る事業契約を締結します。  事業契約は、当該PFI事業に係る業務内容のほか、当事者間の責任とリスクの分担その他の権利義務を取り決めるものであり、できる限りあいまいさを避け、北海道財務規則第167条第3項に定める事項のほか、記載内容を具体的かつ明確に取り決める必要があります。</p>	法第二条第五項に規定する選定事業者が建設する同条第一項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第四十条第一項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ	都道府県 500,000千円	<p>5 事業契約等の締結等【ステップ5】</p> <p>(1) 仮契約の締結、議会の議決  施設等の買入れまたは借入れに係る予定価格（維持管理・運営に係る金額を除く）が5億円以上のPFI事業については、選定事業者（落札者が設立するSPC）との契約の前に仮契約を締結して、PFI事業契約の締結議案を議会に提出し、その議決を得る必要があります。  なお、通常、落札者は、落札後にPFI事業契約の主体となるSPCを設立します。このため、仮契約の前段階において、道は落札者との間で、事業契約に向けた取り決め等を定める基本協定を必要に応じて締結します。</p> <p>【PFI法第12条（地方公共団体の議会の議決）】  地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。</p> <p>【PFI法施行令第3条（地方公共団体の議会の議決を要する事業契約）】  法第十二条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあっては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。</p> <table border="1" data-bbox="1048 778 1877 948"> <tr> <td>法第二条第五項に規定する選定事業者が建設する同条第一項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第四十条第一項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ</td> <td>都道府県 500,000千円</td> </tr> </table> <p>(2) 契約の締結  選定事業者と当該PFI事業に係る事業契約を締結します。  事業契約は、当該PFI事業に係る業務内容のほか、当事者間の責任とリスクの分担その他の権利義務を取り決めるものであり、できる限りあいまいさを避け、北海道財務規則第167条第3項に定める事項のほか、記載内容を具体的かつ明確に取り決める必要があります。</p>	法第二条第五項に規定する選定事業者が建設する同条第一項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第四十条第一項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ	都道府県 500,000千円	
法第二条第五項に規定する選定事業者が建設する同条第一項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第四十条第一項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ	都道府県 500,000千円					
法第二条第五項に規定する選定事業者が建設する同条第一項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第四十条第一項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ	都道府県 500,000千円					

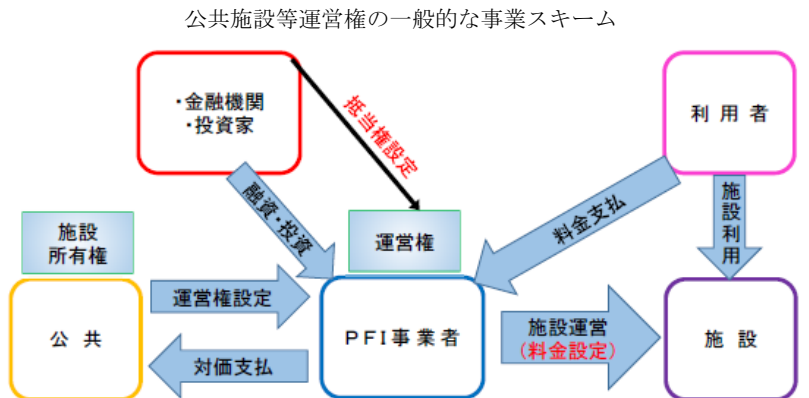
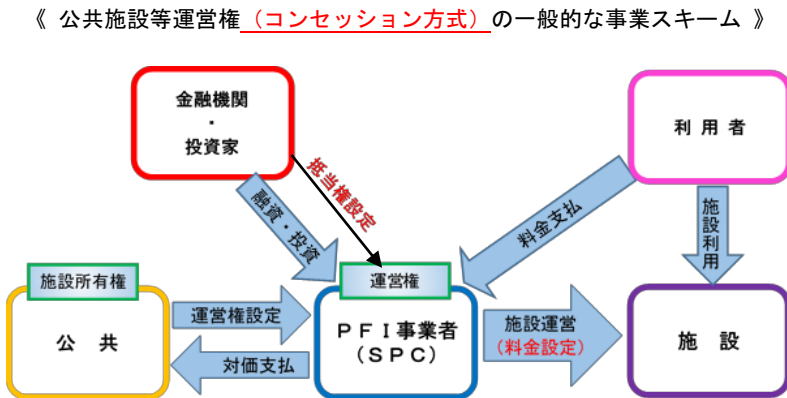
現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考
<p data-bbox="120 185 349 209">【契約書の記載内容例】</p> <ol data-bbox="154 217 837 632" style="list-style-type: none"> <li>1 契約期間</li> <li>2 サービスの開始・遅延に関する判定方法、原因別損害賠償等</li> <li>3 サービスの内容及び判定方法</li> <li>4 施設の維持管理の基準</li> <li>5 対価の計算方法</li> <li>6 違反した際の措置</li> <li>7 サービス内容の変更方法</li> <li>8 将来の状況変化とその対応</li> <li>9 事業期間満了による事業終了時の措置</li> <li>10 事業の途中終了（事由、清算方法）及び事業継続困難時の措置</li> <li>11 紛争解決手段</li> <li>12 契約の解除条件及び措置</li> <li>13 行政側の介入権</li> <li>14 リスク分担</li> <li>15 上記のほか北海道財務規則第167条第3項に定める事項</li> </ol> <p data-bbox="120 660 965 711">事業実施部局は、法第15条に基づき、事業契約を締結したときは、遅滞なく当該PFI事業の契約の内容を公表しなければなりません。</p> <p data-bbox="120 746 259 770">【公表の内容】</p> <ol data-bbox="154 778 792 967" style="list-style-type: none"> <li>1 公共施設等の名称及び立地</li> <li>2 選定事業者の商号又は名称</li> <li>3 公共施設等の整備の内容</li> <li>4 契約期間</li> <li>5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項</li> <li>6 契約金額（契約金額が存在しない場合を除く。）</li> <li>7 契約終了時の措置に関する事項</li> </ol> <p data-bbox="120 995 965 1046">また、当該PFI事業について契約金額の変更を伴う事業契約の変更をしたときは、変更後の事業契約の内容及び変更の理由を公表しなければなりません。</p> <p data-bbox="120 1362 965 1445">その他、PFIの事業契約に関し、留意すべき事項等については、「契約に関するガイドライン—PFI事業契約における留意事項について—」を参照してください。</p>	<p data-bbox="1032 185 1261 209">【契約書の記載内容例】</p> <ol data-bbox="1066 217 1749 632" style="list-style-type: none"> <li>1 契約期間</li> <li>2 サービスの開始・遅延に関する判定方法、原因別損害賠償等</li> <li>3 サービスの内容及び判定方法</li> <li>4 施設の維持管理の基準</li> <li>5 対価の計算方法</li> <li>6 違反した際の措置</li> <li>7 サービス内容の変更方法</li> <li>8 将来の状況変化とその対応</li> <li>9 事業期間満了による事業終了時の措置</li> <li>10 事業の途中終了（事由、清算方法）及び事業継続困難時の措置</li> <li>11 紛争解決手段</li> <li>12 契約の解除条件及び措置</li> <li>13 行政側の介入権</li> <li>14 リスク分担</li> <li>15 上記のほか北海道財務規則第167条第3項に定める事項</li> </ol> <p data-bbox="1032 660 1877 711">事業実施部局は、<b>PFI</b>法第15条に基づき、事業契約を締結したときは、遅滞なく当該PFI事業の契約の内容を公表しなければなりません。</p> <p data-bbox="1032 746 1171 770">【公表の内容】</p> <ol data-bbox="1066 778 1704 967" style="list-style-type: none"> <li>1 公共施設等の名称及び立地</li> <li>2 選定事業者の商号又は名称</li> <li>3 公共施設等の整備の内容</li> <li>4 契約期間</li> <li>5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項</li> <li>6 契約金額（契約金額が存在しない場合を除く。）</li> <li>7 契約終了時の措置に関する事項</li> </ol> <p data-bbox="1032 995 1877 1046"><b>なお</b>、当該PFI事業について契約金額の変更を伴う事業契約の変更をしたときは、変更後の事業契約の内容及び変更の理由を公表しなければなりません。 <b>また、必要に応じて選定事業者に融資する金融機関と直接協定を締結します。</b></p> <p data-bbox="1032 1107 1473 1131"><b>【直接協定（ダイレクトアグリーメント）】</b></p> <p data-bbox="1032 1139 1877 1270"><b>直接協定とは、選定事業者による選定事業の実施が困難となった場合又はそのおそれがある場合などに、地方公共団体によるPFI事業契約の解除権行使を融資金融機関が一定期間留保することや、金融機関による担保権の設定・実行に関する取り決めなど、事業に対する一定の介入を可能とするために、地方公共団体と融資金融機関との間で直接結ばれる協定のことです。</b></p> <p data-bbox="1032 1278 1877 1329"><b>詳細は、総務省「PFI事業の課題に関する検討報告書～直接協定典型例について～（平成16年7月）」を参照してください。</b></p> <p data-bbox="1032 1362 1877 1445">その他、PFIの事業契約に関し、留意すべき事項等については、<b>内閣府</b>「契約に関するガイドライン—PFI事業契約における留意事項について—」を参照してください。</p>	<p data-bbox="1917 1050 2157 1074">・直接協定の項目を追記</p>

現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考
<p>6. 事業の実施、監視等（モニタリング）【ステップ6】</p> <p>P F I 事業は、当該事業の実施方針に基づき、事業契約等に従って実施されなければなりません。このため、事業実施部局は、事業契約等の定める範囲内で次のような事業の監視等を行います。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 P F I 事業者により提供される公共サービスの水準の監視</li> <li>2 P F I 事業者からの事業契約等の義務履行に係る事業の実施状況報告の定期的な提出</li> <li>3 P F I 事業者からの公認会計士等による監視を経た財務の状況についての報告書（当該P F I 事業の実施に影響する可能性のある範囲に限る。）の定期的な提出</li> <li>4 当該P F I 事業の実施に重大な悪影響を与える恐れがある事態が発生したときには、P F I 事業者に対し報告を求めるとともに、第三者である専門家による調査の実施とその調査報告書の提出を求めること</li> </ol> </div> <p>道は、当該P F I 事業の実施に係る透明性を確保するため、上記で述べた監視等の結果について、必要に応じ道民等に対し公開します。</p> <p>ただし、公開することによりP F I 事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある事項については、あらかじめ事業契約等で合意の上、これを除いて公表します。</p> <p>7. 事業の終了【ステップ7】</p> <p>事業契約等に定める事業の終了期間となったとき、P F I 事業は終了となります。このとき、土地等の明渡し等、あらかじめ事業契約等で定められた資産の取扱いにのっとり措置を講じます。</p>	<p>6 事業の実施、監視等（モニタリング）【ステップ6】</p> <p>P F I 事業は、当該事業の実施方針に基づき、事業契約等に従って実施されなければなりません。このため、事業実施部局は、事業契約等の定める範囲内で次のような事業の監視等を行います。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 P F I 事業者により提供される公共サービスの水準の監視</li> <li>2 P F I 事業者からの事業契約等の義務履行に係る事業の実施状況報告の定期的な提出</li> <li>3 P F I 事業者からの公認会計士等による監視を経た財務の状況についての報告書（当該P F I 事業の実施に影響する可能性のある範囲に限る。）の定期的な提出</li> <li>4 当該P F I 事業の実施に重大な悪影響を与える恐れがある事態が発生したときには、P F I 事業者に対し報告を求めるとともに、第三者である専門家による調査の実施とその調査報告書の提出を求めること</li> </ol> </div> <p>道は、当該P F I 事業の実施に係る透明性を確保するため、上記で述べた監視等の結果について、必要に応じ<span style="color: red;">て</span>道民等に対し公開<span style="color: red;">することが望ましいです。</span></p> <p>ただし、公開することによりP F I 事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある事項については、あらかじめ事業契約等で合意の上、これを除いて公表します。</p> <p>7 事業の終了【ステップ7】</p> <p>事業契約等に定める事業の終了期間となったとき、P F I 事業は終了となります。このとき、土地等の明渡し等、あらかじめ事業契約等で定められた資産の取扱いにのっとり措置を講じます。</p>	<p>・ 文言整理</p>

**[参考] PFI事業の一般的な流れ**



・ 手続の流れを追記

現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備考
<p>II 公共施設等運営権</p> <p>平成23年のPFI法改正により、公共施設等運営権（コンセッション方式）が導入されました。</p> <p>公共施設運営権とは、利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式で、既存の施設・新設の施設においても設定が可能です。</p> <p>公共施設等運営権は公共施設等運営事業を実施する権利のことであり（法第2条第7項）、物権とみなされ不動産に関する規定が準用されます。（法第24条）</p> <p>公共部門は、当該施設の所有権を有したまま運営リスクを移転することができ、運営権対価を徴収することにより施設収入の早期回収が期待できるとともに、民間事業者のノウハウにより、事業経営を効率化し、顧客ニーズを踏まえたサービスの向上が期待されます。</p> <p>また、運営権を財産権と認め、その譲渡を可能とし、抵当権の設定、減価償却等による資金調達の手続きなどが図られることが期待されています。</p> <p>公共施設等運営権の一般的な事業スキーム</p> 	<p>II 公共施設等運営権（コンセッション方式）</p> <p>平成23年のPFI法改正により、公共施設等運営権（コンセッション方式）が導入されました。</p> <p>公共施設運営権とは、利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式で、既存の施設・新設の施設<u>ともに</u>設定が可能です。</p> <p>公共施設等運営権は公共施設等運営事業を実施する権利のことであり（<u>PFI</u>法第2条第7項）、物権とみなされ不動産に関する規定が準用されます。（<u>PFI</u>法第24条）</p> <p>公共部門は、当該施設の所有権を有したまま運営リスクを移転することができ、運営権対価を徴収することにより施設収入の早期回収が期待できるとともに、民間事業者のノウハウにより、事業経営を効率化し、顧客ニーズを踏まえたサービスの向上が期待されます。</p> <p>また、運営権を財産権と認め、その譲渡を可能とし、抵当権の設定、減価償却等による資金調達の手続きなどが図られることが<u>期待されます</u>。</p> <p>《 公共施設等運営権（コンセッション方式）の一般的な事業スキーム 》</p> 	<p>・「公共施設等運営権」と「コンセッション」を併記</p> <p>・ 文言整理</p> <p>・ 文言整理</p>

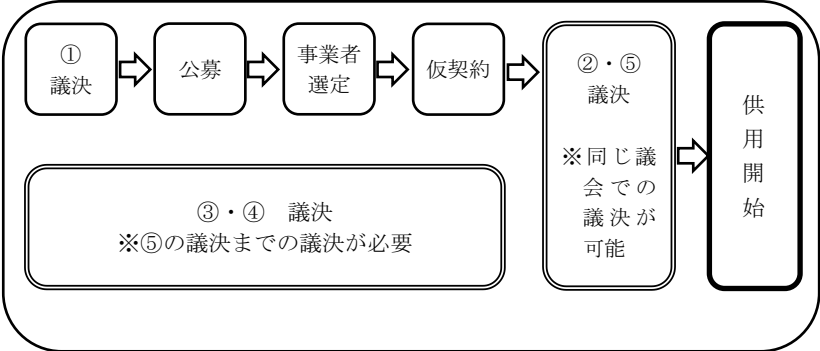
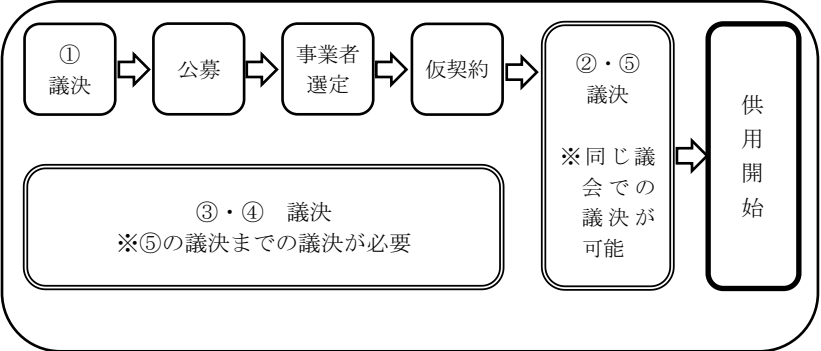
現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考
<p style="text-align: center;">公共施設等運営権の一般的な導入プロセス</p> <pre> graph TD     A[実施方針に関する条例の制定] --&gt; B[実施方針の策定及び公表]     B --&gt; C[特定事業の評価・選定、公表]     C --&gt; D[PFI事業者の募集、評価・選定、公表]     D --&gt; E["(施設を建設する場合) ・ 事業契約を締結 ・ 施設を建設"]     E --&gt; F[○ 事業契約に基づき、PFI事業者が建設を実施] </pre> <p>○ 事業者選定手続き、業務範囲、利用料金に関する事項、その他必要な事項を規定する条例を制定（法第18条）</p> <p><b>実施方針の策定及び公表</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 条例の定めるところにより、実施方針を策定（法第18条）</li> <li>○ 実施方針には、通常のPFI事業に加えて、次の事項を記載（法第17条） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営権を設定する旨（施設新設の場合は、通常のPFI事業による建設・運営権設定による運営の両方をあわせて記載）</li> <li>・ 運営権に係る運営の内容</li> <li>・ 運営権の存続期間</li> <li>・ 費用を徴収する場合にはその旨</li> <li>・ 運営権実施契約に定めようとする事項及び解釈に疑義が生じた場合における措置に関する事項</li> <li>・ 利用料金に関する事項</li> </ul> </li> </ul> <p><b>特定事業の評価・選定、公表</b></p> <p><b>PFI事業者の募集、評価・選定、公表</b></p> <p><b>(施設を建設する場合)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業契約を締結</li> <li>・ 施設を建設</li> </ul> <p>○ 事業契約に基づき、PFI事業者が建設を実施</p>	<p>[参考] 公共施設等運営権の一般的な導入プロセス</p> <pre> graph TD     A["基本構想・基本計画の検討 ○ 導入可能性調査 ○ デューディリジェンス（資産評価）の実施 ○ サウンディング型市場調査の実施"] --&gt; B[実施方針に関する条例の制定]     B --&gt; C[実施方針の策定及び公表]     C --&gt; D[特定事業の評価・選定、公表]     D --&gt; E[PFI事業者の募集、評価・選定、公表]     E --&gt; F["(施設を建設する場合) ・ 事業契約を締結 ・ 施設を建設"]     F --&gt; G[○ 事業契約に基づき、PFI事業者が建設を実施] </pre> <p><b>基本構想・基本計画の検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 導入可能性調査</li> <li>○ デューディリジェンス（資産評価）の実施</li> <li>○ サウンディング型市場調査の実施</li> </ul> <p><b>実施方針に関する条例の制定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者選定手続、業務範囲、利用料金に関する事項、その他必要な事項を規定する条例を制定（PFI法第18条）</li> </ul> <p><b>実施方針の策定及び公表</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 条例の定めるところにより、実施方針を策定（PFI法第18条）</li> <li>○ 実施方針には、通常のPFI事業に加えて、次の事項を記載（PFI法第17条） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営権を設定する旨（施設新設の場合は、通常のPFI事業による建設・運営権設定による運営の両方をあわせて記載）</li> <li>・ 運営権に係る運営の内容</li> <li>・ 運営権の存続期間</li> <li>・ 費用を徴収する場合にはその旨</li> <li>・ 運営権実施契約に定めようとする事項及び解釈に疑義が生じた場合における措置に関する事項</li> <li>・ 利用料金に関する事項</li> </ul> </li> </ul> <p><b>特定事業の評価・選定、公表</b></p> <p><b>PFI事業者の募集、評価・選定、公表</b></p> <p><b>(施設を建設する場合)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業契約を締結</li> <li>・ 施設を建設</li> </ul> <p>○ 事業契約に基づき、PFI事業者が建設を実施</p>	<p>・ 内閣府資料を参考に、手順を整理</p>

現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考
<div data-bbox="138 177 819 233" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>運営権をPFI業者に設定</b> </div> <div data-bbox="241 240 806 424" style="margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 設定時期等（法第19条）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設を新設する場合：建設完了後直ちに設定</li> <li>・ 既存施設の場合：PFI事業者選定後遅滞なく設定</li> <li>・ 設定に当たっては、あらかじめ議会の議決が必要</li> <li>・ 施設の名称等、運営内容、存続期間を明らかにする</li> <li>・ 設定後はその旨公表</li> </ul> </li> </ul> </div> <div data-bbox="138 427 819 483" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>運営権実施契約の締結</b> </div> <div data-bbox="241 488 846 635" style="margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 契約内容（法第22条）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の運営方法</li> <li>・ 事業の継続が困難となった場合における措置</li> <li>・ 利用定款を定める場合には、その決定手続き、公表方法</li> <li>・ その他内閣府令で定める事項</li> </ul> </li> </ul> </div> <div data-bbox="138 643 819 699" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>運営事業の実施、監視等</b> </div> <div data-bbox="241 703 866 855" style="margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運営権に基づき、事業者が運営事業を実施（法第21条） 〔事業開始時期〕               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的主体が指定する期間内に、民間事業者は事業を開始</li> <li>・ 正当な理由があれば、運営権者の申請により期間延長可</li> <li>・ 運営権者は事業開始時に遅滞なくその旨を公的主体に届出</li> </ul> </li> </ul> </div> <div data-bbox="138 863 819 919" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>事業の終了</b> </div> <div data-bbox="138 951 981 1043" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>運営権制度など詳細については、「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」を参照してください。</p> </div>	<div data-bbox="1055 177 1736 233" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>運営権設定の議会の議決、運営権設定・公表</b> </div> <div data-bbox="1158 240 1724 424" style="margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 設定時期等（<u>PFI</u>法第19条）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設を新設する場合：建設完了後直ちに設定</li> <li>・ 既存施設の場合：PFI事業者選定後遅滞なく設定</li> <li>・ 設定に当たっては、あらかじめ議会の議決が必要</li> <li>・ 施設の名称等、運営内容、存続期間を明らかにする</li> <li>・ 設定後はその旨公表</li> </ul> </li> </ul> </div> <div data-bbox="1055 427 1736 483" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>運営権実施契約の締結・公表</b> </div> <div data-bbox="1158 488 1742 635" style="margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 契約内容（<u>PFI</u>法第22条）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の運営方法</li> <li>・ 事業の継続が困難となった場合における措置</li> <li>・ 利用定款を定める場合には、その決定手続、公表方法</li> <li>・ その他内閣府令で定める事項</li> </ul> </li> </ul> </div> <div data-bbox="1055 643 1736 699" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>運営事業の実施、監視等</b> </div> <div data-bbox="1158 703 1792 855" style="margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運営権に基づき、事業者が運営事業を実施（<u>PFI</u>法第21条） 〔事業開始時期〕               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的主体が指定する期間内に、民間事業者は事業を開始</li> <li>・ 正当な理由があれば、運営権者の申請により期間延長可</li> <li>・ 運営権者は事業開始時に遅滞なくその旨を公的主体に届出</li> </ul> </li> </ul> </div> <div data-bbox="1055 863 1736 919" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>事業の終了</b> </div> <div data-bbox="1055 951 1888 1043" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>運営権制度など詳細については、<u>内閣府</u>「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」を参照してください。</p> </div>	<p>・ 内閣府資料を参考に、手順を整理</p> <p>・ 内閣府資料を参考に、手順を整理</p>

現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考
<p>Ⅲ その他の留意事項</p> <p>1. P F I 事業と指定管理者制度との関係</p> <p>(1) 指定管理者制度の活用</p> <p>平成15年9月の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について、指定管理者制度が導入されました。（地方自治法第244条の2第3項）</p> <p>このことにより、P F I 事業により公の施設を整備しようとする場合であって、当該施設の管理を包括的にP F I 事業者に行わせる場合は、原則として地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者の制度を採用する必要があります。</p> <p>「公の施設」にP F I 事業者を指定管理者として指定し、利用料金制を導入することにより、① 利用者からの料金を自らの収入として収受すること、② 条例で定める額の範囲内で知事の承認を得て利用料金を設定すること、③ 使用許可を行うことが可能となります。</p> <p>また、P F I 事業者に対して、当該公の施設において、包括的な委任でなく、例えば下記の諸業務をP F I 事業として行わせる場合は、P F I 事業者が指定管理者である必要はありません。これらの業務のうち、複数のものをP F I 事業として行わせることも可能です。その場合は、当該公の施設の利用に係る料金をP F I 事業者の収入として収受させること及び料金をP F I 事業者が定めることはできません。（地方自治法第244条の2第8項、第9項）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>1 下記のような事実上の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の維持補修等のメンテナンス</li> <li>・ 警備</li> <li>・ 施設の清掃</li> <li>・ 展示物の維持補修</li> <li>・ エレベーターの運転</li> <li>・ 植栽の管理</li> </ul> <p>2 管理責任や処分権限を地方公共団体に留保した上で、管理や処分の方法についてあらかじめ地方公共団体が設定した基準に従って行われる下記のような定型的行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入場券の検認</li> <li>・ 利用申込書の受理</li> <li>・ 利用許可書の交付</li> </ul> <p>3 私人の公金取扱いの規定（地方自治法第243条、同法施行令第158条）に基づく使用料等の収入の徴収</p> <p>4 当該施設運営に係るソフト面の企画</p> </div>	<p>Ⅲ その他の留意事項</p> <p>1 P F I 事業と指定管理者制度との関係</p> <p>(1) 指定管理者制度の活用</p> <p>平成15年9月の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について、指定管理者制度が導入されました。（地方自治法第244条の2第3項）</p> <p>このことにより、P F I 事業により公の施設を整備しようとする場合であって、当該施設の管理を包括的にP F I 事業者に行わせる場合は、原則として地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者の制度を採用する必要があります。</p> <p>「公の施設」にP F I 事業者を指定管理者として指定し、利用料金制を導入することにより、① 利用者からの料金を自らの収入として収受すること、② 条例で定める額の範囲内で知事の承認を得て利用料金を設定すること、③ 使用許可を行うことが可能となります。</p> <p>また、P F I 事業者に対して、当該公の施設において、包括的な委任でなく、例えば下記の諸業務をP F I 事業として行わせる場合は、P F I 事業者が指定管理者である必要はありません。これらの業務のうち、複数のものをP F I 事業として行わせることも可能です。その場合は、当該公の施設の利用に係る料金をP F I 事業者の収入として収受させること及び料金をP F I 事業者が定めることはできません。（地方自治法第244条の2第8項、第9項）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>1 下記のような事実上の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の維持補修等のメンテナンス</li> <li>・ 警備</li> <li>・ 施設の清掃</li> <li>・ 展示物の維持補修</li> <li>・ エレベーターの運転</li> <li>・ 植栽の管理</li> </ul> <p>2 管理責任や処分権限を地方公共団体に留保した上で、管理や処分の方法についてあらかじめ地方公共団体が設定した基準に従って行われる下記のような定型的行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入場券の検認</li> <li>・ 利用申込書の受理</li> <li>・ 利用許可書の交付</li> </ul> <p>3 私人の公金取扱いの規定（地方自治法第243条、同法施行令第158条）に基づく使用料等の収入の徴収</p> <p>4 当該施設運営に係るソフト面の企画</p> </div>	



現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考				
<p>(2) P F I 事業に指定管理者制度を活用する際の手続き</p> <p>P F I 法上の契約と指定管理者制度とは、基本的には別個の制度であり、一方の手続きが自動的に他方の手続きを兼ねるということではできませんが、指定管理者の指定に係る議決とP F I 事業契約の締結に係る議決を同じ議会において行うことは可能です。</p> <p>【参考】P F I と指定管理者制度について（平成16年12月15日開催、平成16年度第2回自治体P F I 推進センター専門家委員会、総務省配布資料）</p> <p style="text-align: center;">P F I と指定管理者制度について</p> <p>○ P F I と指定管理者それぞれに必要な議決項目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">P F I</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債務負担行為の設定 …①</li> <li>・ P F I 事業契約の締結…②</li> </ul> </td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">指定管理者制度</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公の施設の設置管理条例の制定…③</li> <li>・ 指定管理者設置条例の制定 …④</li> <li>・ 指定管理者の指定 …⑤</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>○ 基本的な考え方</p> <p>P F I 法上の契約と指定管理者制度とは、基本的には別個の制度であり、一方の手続きが「自動的」に他方の手続きを兼ねるということではできない。</p> <p>しかし、指定管理者は、公の施設の設置及びその管理に関する事項を定めた条例が制定された後に、当該条例において定められた手続きに則って選定されるものであり、指定管理者を選定する手続きについては、全ての条例に委ねられていることから、議会や住民に説明がつくのであれば、公募等の方法によって指定管理者を選定することは必ずしも必要とされず、P F I 事業者が指定管理者となることができるよう条例で規定することも可能である。</p> <p>また、公の施設の設置及びその管理に関する事項を定める条例は、その対象となる公の施設の目的や施設の状況が明らかになれば定めることが出来るものであり、P F I 契約に係る議決を行う議会と同じ議会において設置管理に関する条例を定めることも排除されない。（当該条例に規定する指定管理者を選定する手続きの方法によるが、同じ議会において指定管理者の指定の議決を行うことも可能。）</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">P F I</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債務負担行為の設定 …①</li> <li>・ P F I 事業契約の締結…②</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">指定管理者制度</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公の施設の設置管理条例の制定…③</li> <li>・ 指定管理者設置条例の制定 …④</li> <li>・ 指定管理者の指定 …⑤</li> </ul>	<p>(2) P F I 事業に指定管理者制度を活用する際の手続</p> <p>P F I 法上の契約と指定管理者制度とは、基本的には別個の制度であり、一方の手続きが自動的に他方の手続を兼ねるということではできませんが、指定管理者の指定に係る議決とP F I 事業契約の締結に係る議決を同じ議会において行うことは可能です。</p> <p>【参考】P F I と指定管理者制度について（平成16年12月15日開催、平成16年度第2回自治体P F I 推進センター専門家委員会、総務省配布資料）</p> <p style="text-align: center;">P F I と指定管理者制度について</p> <p>○ P F I と指定管理者それぞれに必要な議決項目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">P F I</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債務負担行為の設定 …①</li> <li>・ P F I 事業契約の締結…②</li> </ul> </td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">指定管理者制度</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公の施設の設置管理条例の制定…③</li> <li>・ 指定管理者設置条例の制定 …④</li> <li>・ 指定管理者の指定 …⑤*</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>○ 基本的な考え方</p> <p>P F I 法上の契約と指定管理者制度とは、基本的には別個の制度であり、一方の手続が「自動的」に他方の手続を兼ねるということではできない。</p> <p>しかし、指定管理者は、公の施設の設置及びその管理に関する事項を定めた条例が制定された後に、当該条例において定められた手続に<u>のっとり</u>て選定されるものであり、指定管理者を選定する手続については、全ての条例に委ねられていることから、議会や住民に説明がつくのであれば、公募等の方法によって指定管理者を選定することは必ずしも必要とされず、P F I 事業者が指定管理者となることができるよう条例で規定することも可能である。</p> <p>また、公の施設の設置及びその管理に関する事項を定める条例は、その対象となる公の施設の目的や施設の状況が明らかになれば定めることが出来るものであり、P F I 契約に係る議決を行う議会と同じ議会において設置管理に関する条例を定めることも排除されない。（当該条例に規定する指定管理者を選定する手続の方法によるが、同じ議会において指定管理者の指定の議決を行うことも可能。）</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">P F I</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債務負担行為の設定 …①</li> <li>・ P F I 事業契約の締結…②</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">指定管理者制度</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公の施設の設置管理条例の制定…③</li> <li>・ 指定管理者設置条例の制定 …④</li> <li>・ 指定管理者の指定 …⑤*</li> </ul>	<p>・ 文言整理</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">P F I</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債務負担行為の設定 …①</li> <li>・ P F I 事業契約の締結…②</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">指定管理者制度</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公の施設の設置管理条例の制定…③</li> <li>・ 指定管理者設置条例の制定 …④</li> <li>・ 指定管理者の指定 …⑤</li> </ul>					
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">P F I</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債務負担行為の設定 …①</li> <li>・ P F I 事業契約の締結…②</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">指定管理者制度</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公の施設の設置管理条例の制定…③</li> <li>・ 指定管理者設置条例の制定 …④</li> <li>・ 指定管理者の指定 …⑤*</li> </ul>					

現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考
<p>○ 考え得る議決のスケジュール</p>  <p>自動的に他方の手続きを兼ねるということではできませんが、指定管理者の指定に係る議決とPFI事業契約の締結に係る議決を同じ議会において行うことは可能です。</p>	<p>○ 考え得る議決のスケジュール</p>  <p>自動的に他方の手続きを兼ねるということではできませんが、指定管理者の指定に係る議決とPFI事業契約の締結に係る議決を同じ議会において行うことは可能です。</p> <p><u>* 公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合における地方自治法の特例</u> 平成30年のPFI法一部改正により、公共施設等運営権の移転を受けた者を新たに指定管理者に指定する場合において、条例に特別の定めがあるときは、事後報告で可とする旨の地方自治法の特例が設けられています。</p>	<p>・ PFI法改正による地方自治法の特例を追記</p>
<p>(3) 公共施設等運営権と指定管理者制度との関係</p> <p>公共施設等運営権では、運営権の設定と指定管理者の指定を同一の者に対して同一の内容で行うことが可能とされています。</p> <p>公共施設運営権を行う場合は、前述Ⅱ公共施設等運営権の一般的な導入プロセスにあるように、PFI法に基づく実施方針に関する条例を制定しますが、この条例と地方自治法に基づく指定管理者の指定及び利用料金にかかる条例は両方から委任を受けた一つの条例として制定することが可能とされています。</p> <p>また、事業契約と指定管理者の議決について同一の議会において行うことができるとされていることから、事業契約、運営権設定の議決及び指定管理者の指定の議決についても同様に同一の議会において行うことが可能とされています。</p> <p>2. 地方財政措置</p> <p>地方公共団体が実施するPFIに係る地方財政措置の扱いについては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成12年3月29日付自治調第25号自治省財政局長通知）を参照してください。</p>	<p>(3) 公共施設等運営権と指定管理者制度との関係</p> <p>公共施設等運営権では、運営権の設定と指定管理者の指定を同一の者に対して同一の内容で行うことが可能とされています。</p> <p>公共施設運営権を行う場合は、前述の公共施設等運営権の一般的な導入プロセスにあるように、PFI法に基づく実施方針に関する条例を制定しますが、この条例と地方自治法に基づく指定管理者の指定及び利用料金にかかる条例は両方から委任を受けた一つの条例として制定することが可能とされています。</p> <p>また、事業契約と指定管理者の議決について同一の議会において行うことができるとされていることから、事業契約、運営権設定の議決及び指定管理者の指定の議決*についても同様に同一の議会において行うことが可能とされています。</p> <p>2 地方財政措置</p> <p>地方公共団体が実施するPFIに係る地方財政措置の扱いについては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成12年3月29日付自治調第25号自治省財政局長通知）を参照してください。</p>	<p>・ 文言整理</p>

現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考																				
<p>3. P F I 事業における債務負担行為の位置付けと起債制限比率  地方公共団体が実施する P F I に係る債務負担行為の位置付けと起債制限比率については、「地方公共団体における P F I 事業について」（平成12年3月29日自治画第67号自治事務次官通知）を参照してください。</p> <p>4. W T O 政府調達協定</p> <p>(1) W T O 政府調達協定と P F I 事業契約  P F I 契約は、公共施設等の建設のみならず、維持管理及び運営をも内容とするものです。このため、政府調達協定（1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定をいう。）対象の役務と対象外の役務の双方を包含する混合的な契約となる可能性が高くなります。  こうした混合的な契約においては、主目的である調達に着目し、全体を当該主目的に係る調達として扱うこととされており、主目的が物品等又は協定の対象である役務の調達契約であって、当該契約の全体の予定価格（主目的以外の物品等及び役務に係る価額を含む。）が適用基準額以上となる場合に、特例政令（「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号、最終改正：平成16年11月8日）の適用を受けることとされている点に留意する必要があります。</p> <p>(2) 政府調達協定の適用対象基準額  適用期間 平成26年4月1日～28年3月31日の間</p> <table border="1" data-bbox="107 903 958 1166"> <thead> <tr> <th>契約内容</th> <th>基準金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・物品等の調達契約</td> <td>2,700万円</td> </tr> <tr> <td>・特定役務のうち建設工事の調達契約</td> <td>20億2,000万円</td> </tr> <tr> <td>・特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約</td> <td>2億円</td> </tr> <tr> <td>・特定役務のうち上記以外の調達契約</td> <td>2,700万円</td> </tr> </tbody> </table>	契約内容	基準金額	・物品等の調達契約	2,700万円	・特定役務のうち建設工事の調達契約	20億2,000万円	・特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	2億円	・特定役務のうち上記以外の調達契約	2,700万円	<p>3 P F I 事業における債務負担行為の位置付けと起債制限比率  地方公共団体が実施する P F I に係る債務負担行為の位置付けと起債制限比率については、「地方公共団体における P F I 事業について」（平成12年3月29日自治画第67号自治事務次官通知）を参照してください。</p> <p>4 W T O 政府調達協定</p> <p>(1) W T O 政府調達協定と P F I 事業契約  P F I 契約は、公共施設等の建設のみならず、維持管理及び運営をも内容とするものです。このため、政府調達協定（1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定をいう。）対象の役務と対象外の役務の双方を包含する混合的な契約となる可能性が高くなります。  こうした混合的な契約においては、主目的である調達に着目し、全体を当該主目的に係る調達として扱うこととされており、主目的が物品等又は協定の対象である役務の調達契約であって、当該契約の全体の予定価格（主目的以外の物品等及び役務に係る価額を含む。）が適用基準額以上となる場合に、特例政令（「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号、最終改正：<u>平成28年3月30日</u>）の適用を受けることとされている点に留意する必要があります。</p> <p>(2) 政府調達協定の適用対象基準額  適用期間 <u>平成30年（2018年）</u>4月1日～<u>2020年</u>3月31日の間</p> <table border="1" data-bbox="1019 903 1870 1166"> <thead> <tr> <th>契約内容</th> <th>基準金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物品等の調達契約</td> <td><u>3,000万円</u></td> </tr> <tr> <td>特定役務のうち建設工事の調達契約</td> <td><u>22億9,900万円</u></td> </tr> <tr> <td>特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約</td> <td><u>2億2,000万円</u></td> </tr> <tr> <td>特定役務のうち上記以外の調達契約</td> <td><u>3,000万円</u></td> </tr> </tbody> </table>	契約内容	基準金額	物品等の調達契約	<u>3,000万円</u>	特定役務のうち建設工事の調達契約	<u>22億9,900万円</u>	特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	<u>2億2,000万円</u>	特定役務のうち上記以外の調達契約	<u>3,000万円</u>	<p>・ 時点修正</p> <p>・ 時点修正</p>
契約内容	基準金額																					
・物品等の調達契約	2,700万円																					
・特定役務のうち建設工事の調達契約	20億2,000万円																					
・特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	2億円																					
・特定役務のうち上記以外の調達契約	2,700万円																					
契約内容	基準金額																					
物品等の調達契約	<u>3,000万円</u>																					
特定役務のうち建設工事の調達契約	<u>22億9,900万円</u>																					
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	<u>2億2,000万円</u>																					
特定役務のうち上記以外の調達契約	<u>3,000万円</u>																					

現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考
<p style="text-align: center;"><b>関連資料等</b></p> <p>下記資料については、内閣府PFI推進室ホームページ（<a href="http://www8.cao.go.jp/pfi/">http://www8.cao.go.jp/pfi/</a>）のほか関係府省庁のホームページを参照ください。</p> <p>《法令等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号、最終改正：平成25年6月12日法律第34号）</li> <li>・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成11年政令第279号、最終改正：平成25年政令第256号）</li> <li>・民間資金等活用事業推進委員会令（平成11年政令第280号、最終改正：平成12年政令第303号）</li> <li>・民間資金等活用事業推進会議令（平成23年政令第177号）</li> <li>・公共施設等運営権登録令（平成23年政令第356号、最終改正：平成25年政令第256号）</li> <li>・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成23年内閣府令第65号、最終改正：平成25年内閣府令第56号）</li> <li>・公共施設等運営権登録令施行規則（平成23年内閣府令第66号、最終改正：平成25年内閣府令第57号）</li> <li>・株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準（平成25年内閣府告示第232号）</li> </ul> <p>《基本方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年3月13日総理府告示第11号、最終改正：平成25年9月20日閣議決定）</li> </ul> <p>《ガイドライン等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PFI事業実施プロセスに関するガイドライン（平成25年9月20日改定 内閣府）</li> <li>・PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（平成25年9月20日改定 内閣府）</li> <li>・VFM（Value For Money）に関するガイドライン（平成25年9月20日改定 内閣府）</li> <li>・契約に関するガイドラインーPFI事業契約における留意事項について（平成25年9月20日改定 内閣府）</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>関連資料等</b></p> <p>下記資料については、内閣府民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室）ホームページのほか関係府省庁のホームページを参照ください。</p> <p>1 法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号、最終改正：<a href="#">平成30年6月20日法律第60号</a>）</li> <li>・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成11年政令第279号、最終改正：<a href="#">平成30年政令第225号</a>）</li> <li>・民間資金等活用事業推進委員会令（平成11年政令第280号、最終改正：平成12年政令第303号）</li> <li>・民間資金等活用事業推進会議令（平成23年政令第177号）</li> <li>・公共施設等運営権登録令（平成23年政令第356号、最終改正：<a href="#">平成29年政令第19号</a>）</li> <li>・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成23年内閣府令第65号、最終改正：<a href="#">平成30年内閣府令第48号</a>）</li> <li>・公共施設等運営権登録令施行規則（平成23年内閣府令第66号、最終改正：平成25年内閣府令第57号）</li> <li>・株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準（平成25年内閣府告示第232号、<a href="#">最終改正：平成26年内閣府告示第254号</a>）</li> </ul> <p>2 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年3月13日総理府告示第11号、最終改正：<a href="#">平成30年10月23日閣議決定</a>）</li> </ul> <p>3 ガイドライン等</p> <p>(1) 内閣府</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PFI事業実施プロセスに関するガイドライン（<a href="#">平成27年12月18日改定</a>）</li> <li>・PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（<a href="#">平成27年12月18日改定</a>）</li> <li>・VFM（Value For Money）に関するガイドライン（<a href="#">平成27年12月18日改定</a>）</li> <li>・契約に関するガイドラインーPFI事業契約における留意事項について（<a href="#">平成27年12月18日改定</a>）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時点修正及び前回改定から追加があったものを掲載（以下同様）</li> </ul>

現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ モニタリングに関するガイドライン （平成25年9月20日改定 内閣府）</li> <li>・ 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン （平成25年9月20日改定 内閣府）</li> <li>・ P F I 事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方 （平成21年4月3日 内閣府）</li> <li>・ P F I 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方 （平成21年4月3日 内閣府）</li> </ul> <p>《通達等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体における P F I 事業について （平成12年3月29日 自治画第67号自治事務次官通知、最終改正:平成17年10月3日）</li> <li>・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について （平成12年3月29日 自治調第25号自治省財政局長通知）</li> <li>・ 地方公共団体における P F I 事業に関する透明性の確保及び情報提供について(依頼) （平成14年8月28日 総行地第117号 総務省大臣官房総括審議官依頼）</li> <li>・ P F I 事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続について （平成15年3月31日 総務省自治行政局行政課長、総務省自治行政局地域振興課長通知）</li> <li>・ P F I 事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続について （平成18年11月24日 総務省自治行政局地域振興課長通知）</li> <li>・ P F I 法に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について （平成19年12月26日 総務省自治行政局地域振興課、総務省自治財政局調整課、総務省自治財政局地方債課事務連絡）</li> <li>・ 自治体 P F I 推進センターへの資料提供について(依頼) （平成14年8月28日 総務省自治行政局地域振興課長依頼）</li> <li>・ 地方税法附則第11条第25項及び第15条第51項の規定に基づく不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の特例措置について （平成17年6月6日 総務省自治行政局地域振興課長通知）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ モニタリングに関するガイドライン（<u>平成27年12月18日</u>改定）</li> <li>・ 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン （<u>平成30年10月18日</u>改定）</li> <li>・ P F I 事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方（平成21年4月3日）</li> <li>・ P F I 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方 （平成21年4月3日）</li> <li>・ <u>地方公共団体向けサービス購入型 P F I 事業実施手続簡易マニュアル</u> （<u>平成26年6月16日</u>）</li> <li>・ <u>P F I 事業民間提案推進マニュアル</u>（平成26年9月）</li> <li>・ <u>P P P 事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド</u> （<u>平成28年10月</u>）</li> </ul> <p><u>(2) 国土交通省</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>V F M 簡易算定モデルマニュアル</u>（平成29年4月）</li> <li>・ <u>地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引</u>（平成30年6月4日）</li> </ul> <p><b>4 通達等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体における P F I 事業について （平成12年3月29日 自治画第67号自治事務次官通知、最終改正:平成17年10月3日）</li> <li>・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について （平成12年3月29日 自治調第25号自治省財政局長通知）</li> <li>・ 地方公共団体における P F I 事業に関する透明性の確保及び情報提供について(依頼) （平成14年8月28日 総行地第117号 総務省大臣官房総括審議官依頼）</li> <li>・ P F I 事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続について （平成15年3月31日 総務省自治行政局行政課長、総務省自治行政局地域振興課長通知）</li> <li>・ P F I 事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続について （平成18年11月24日 総務省自治行政局地域振興課長通知）</li> <li>・ P F I 法に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について （平成19年12月26日 総務省自治行政局地域振興課、総務省自治財政局調整課、総務省自治財政局地方債課事務連絡）</li> <li>・ 自治体 P F I 推進センターへの資料提供について(依頼) （平成14年8月28日 総務省自治行政局地域振興課長依頼）</li> <li>・ 地方税法附則第11条第25項及び第15条第51項の規定に基づく不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の特例措置について （平成17年6月6日 総務省自治行政局地域振興課長通知）</li> </ul>	

現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・【参考資料1】地方税法附則第11条第25項及び第15条第51項の規定に基づく税制特例措置の対象施設について （平成17年5月13日 総務省自治税務局都道府県税課、総務省自治税務局固定資産税課）</li> <li>・【参考資料2】地方税法附則第11条第25項及び第15条第51項の規定に基づく税制特例措置の対象施設について （平成17年6月6日 内閣府民間資金等活用事業推進室）</li> <li>・「P F I 事業の公物管理法上の位置づけについての考え方」について （平成14年8月29日 国土交通省総合政策局政策課通知）</li> <li>・P F I 方式による建設工事を請け負う建設業者の資金調達の円滑化について （平成16年7月7日 国土交通省総合政策局建設業課通知）</li> <li>・売買とされるP F I 事業について(法人税の取扱い) （平成14年12月 国税庁取扱通達）</li> <li>・売買とされるP F I 事業について(消費税の取扱い) （平成16年7月 国税庁取扱通達）</li> </ul> <p>《その他の関連情報》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府民間資金等活用事業推進室（P F I 推進室） <a href="http://www8.cao.go.jp/pfi/">http://www8.cao.go.jp/pfi/</a> P F I 導入事業の手引き <a href="http://www8.cao.go.jp/pfi/tebiki/index.html">http://www8.cao.go.jp/pfi/tebiki/index.html</a> P F I 専門家派遣 <a href="http://www8.cao.go.jp/pfi/hakenannai.html">http://www8.cao.go.jp/pfi/hakenannai.html</a> 地方公共団体向けデータベース <a href="http://www8.cao.go.jp/pfi/database.html">http://www8.cao.go.jp/pfi/database.html</a></li> <li>・国土交通省総合政策局官民連携政策課 <a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/index.html">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/index.html</a> P F I 事業担当者向け参考書 <a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000006.html">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000006.html</a> V F M簡易計算ソフト <a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000007.html">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000007.html</a></li> <li>・特定非営利活動法人 日本P F I ・ P P P 協会 <a href="http://www.pfikyokai.or.jp/">http://www.pfikyokai.or.jp/</a> P F I 事業案件一覧 <a href="http://www.pfikyokai.or.jp/pfi-data/pfi-data/pfi-list_all.html">http://www.pfikyokai.or.jp/pfi-data/pfi-data/pfi-list_all.html</a></li> <li>・財団法人地域総合整備財団 自治体P F I 推進センター <a href="http://pficenter.furusato-ppp.jp/?dest=info">http://pficenter.furusato-ppp.jp/?dest=info</a></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【参考資料1】地方税法附則第11条第25項及び第15条第51項の規定に基づく税制特例措置の対象施設について （平成17年5月13日 総務省自治税務局都道府県税課、総務省自治税務局固定資産税課）</li> <li>・【参考資料2】地方税法附則第11条第25項及び第15条第51項の規定に基づく税制特例措置の対象施設について （平成17年6月6日 内閣府民間資金等活用事業推進室）</li> <li>・「P F I 事業の公物管理法上の位置づけについての考え方」について （平成14年8月29日 国土交通省総合政策局政策課通知）</li> <li>・P F I 方式による建設工事を請け負う建設業者の資金調達の円滑化について （平成16年7月7日 国土交通省総合政策局建設業課通知）</li> <li>・売買とされるP F I 事業について(法人税の取扱い) （平成14年12月 国税庁取扱通達）</li> <li>・売買とされるP F I 事業について(消費税の取扱い) （平成16年7月 国税庁取扱通達）</li> </ul> <p>5 その他の関連情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府 民間資金等活用事業推進室（<u>P P P</u> / P F I 推進室） <a href="https://www8.cao.go.jp/pfi/">https://www8.cao.go.jp/pfi/</a></li> <li>・国土交通省 総合政策局 <u>社会資本整備政策課</u> <a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/index.html">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/index.html</a></li> <li>・ <u>文部科学省 文教施設企画部施設助成課</u> <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/pfi.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/pfi.htm</a></li> <li>・特定非営利活動法人 日本P F I ・ P P P 協会 <a href="http://www.pfikyokai.or.jp/">http://www.pfikyokai.or.jp/</a></li> <li>・ <u>一般財団法人</u> 地域総合整備財団 自治体 <u>P P P</u> / P F I 推進センター <a href="http://pficenter.furusato-ppp.jp/">http://pficenter.furusato-ppp.jp/</a></li> </ul>	

現行（平成26年3月改定）	改定後（平成31年〇月改定）	備 考
<div data-bbox="232 1013 837 1355" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>適切なPFIの活用に向けて —道におけるPFI導入のための指針—</p> <p>平成13年3月 (平成26年3月改定)</p> <p>北海道総合政策部政策局社会資本課 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 TEL 011-231-4111 (代表)</p> </div>	<div data-bbox="1160 1013 1765 1340" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p><u>道におけるPFI導入のための手引</u></p> <p>平成13年3月 (平成31年〇月改定)</p> <p>北海道総合政策部政策局<u>計画推進課</u> 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 TEL 011-231-4111 (代表)</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標題の変更</li> <li>・ 改定月日の反映</li> <li>・ 機構改正の反映</li> </ul>